

帯広市
一般廃棄物処理基本計画(案)
(平成 22 年度～平成 31 年度)

平成 22 年 2 月

帯広市

【 目 次 】

第1編 総論	1
第1章 一般廃棄物処理基本計画について	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 対象地域	2
3 対象廃棄物	2
4 計画の期間	2
5 計画の性格と位置づけ	3
第2章 帯広市の概要	4
1 市勢	4
2 人口・世帯数等	5
3 産業	8
4 土地利用の状況	9
5 将来の計画	10
第2編 帯広市ごみ処理基本計画	11
第1章 ごみ処理の状況	11
1 ごみの排出量	11
2 ごみ処理の現状	17
3 資源化の状況	22
4 ごみ処理費の現状	28
第2章 ごみ処理基本計画	29
1 基本理念	29
2 基本方針	30
3 計画の目標	31
4 ごみ処理費の抑制	39
5 基本方針に基づく今後の取り組み	39
6 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	47
7 ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	48
8 その他ごみの処理に関し必要な事項	49
第3編 帯広市生活排水処理基本計画	50
1 基本方針	50
2 生活排水の排出の状況	50
3 生活排水の処理体系及び処理主体	51
4 生活排水処理基本計画	52
《資料編》	55
1 用語の説明	55

第1編 総論

第1章 一般廃棄物処理基本計画について

1 計画策定の背景と目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法*」という。)」第6条第1項の規定では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理計画)を定めなければならない」ことが、定められています。

本市のごみ処理に関しては、第五期帯広市総合計画(計画期間:平成12年度～平成21年度)の中で「資源循環型の地域社会づくり」の実現に向け施策を推進し、また、平成12年3月に「廃棄物処理法」に基づき、ごみの減量、リサイクル*、適正処理のための基本方針を定める「帯広市ごみ処理基本計画」を策定し施策の推進に努めてきました。

この間、容器包装リサイクル法*等の各種法令等の制定や変更が行われ、また、平成15年4月には紙製容器包装とプラスチック製容器包装品目を分別収集に加え容器包装リサイクル法の完全実施、平成16年10月には家庭系ごみの一部有料化の導入などごみ減量とリサイクルを推進してきましたが、減量目標値が達成困難な状況のため、平成18年3月に、ごみ処理基本計画の見直しを行い現在に至っています。

また、生活排水処理に関しては、平成11年3月に「帯広市生活排水処理基本計画」を策定し、平成21年度を目標年度として、生活排水処理の向上を図ってきました。

本計画では帯広市のごみ処理及び生活排水処理について、平成21年度をもって計画期間が終了する現行のごみ処理基本計画を改定し生活排水処理基本計画を加え、循環型社会*の形成を目指し、市民・事業者・行政の三者が協働してさらなるごみの減量・資源化、環境負荷の少ない持続可能な都市を目指すため、長期的・総合的な指標となる一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

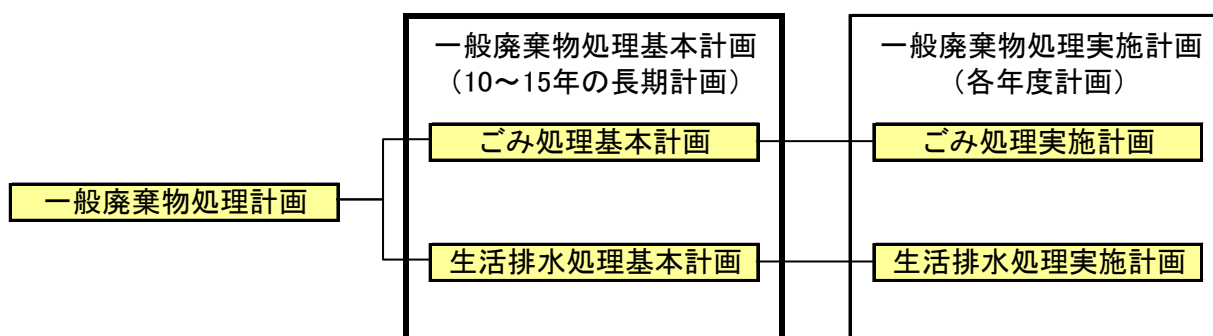


図1-1-1 一般廃棄物処理計画の構成

2 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

3 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とします。

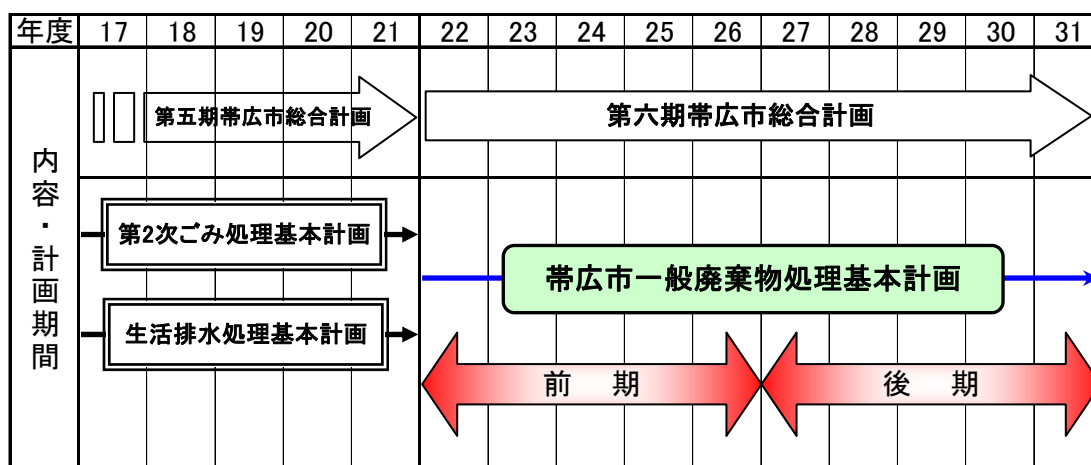
4 計画の期間

計画の期間は平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間とします。

本計画は平成 22 年度から平成 26 年度までを前期、平成 27 年度から平成 31 年度までを後期とします。また、計画の目標年度は前期末の平成 26 年度、後期末の平成 31 年度とし、一般廃棄物に関する基本的な施策の方向を示します。

なお、本計画は概ね 5 年ごとに改訂するほか、社会の動向や法制度の動向等計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合についても、柔軟に見直しを行うものとします。

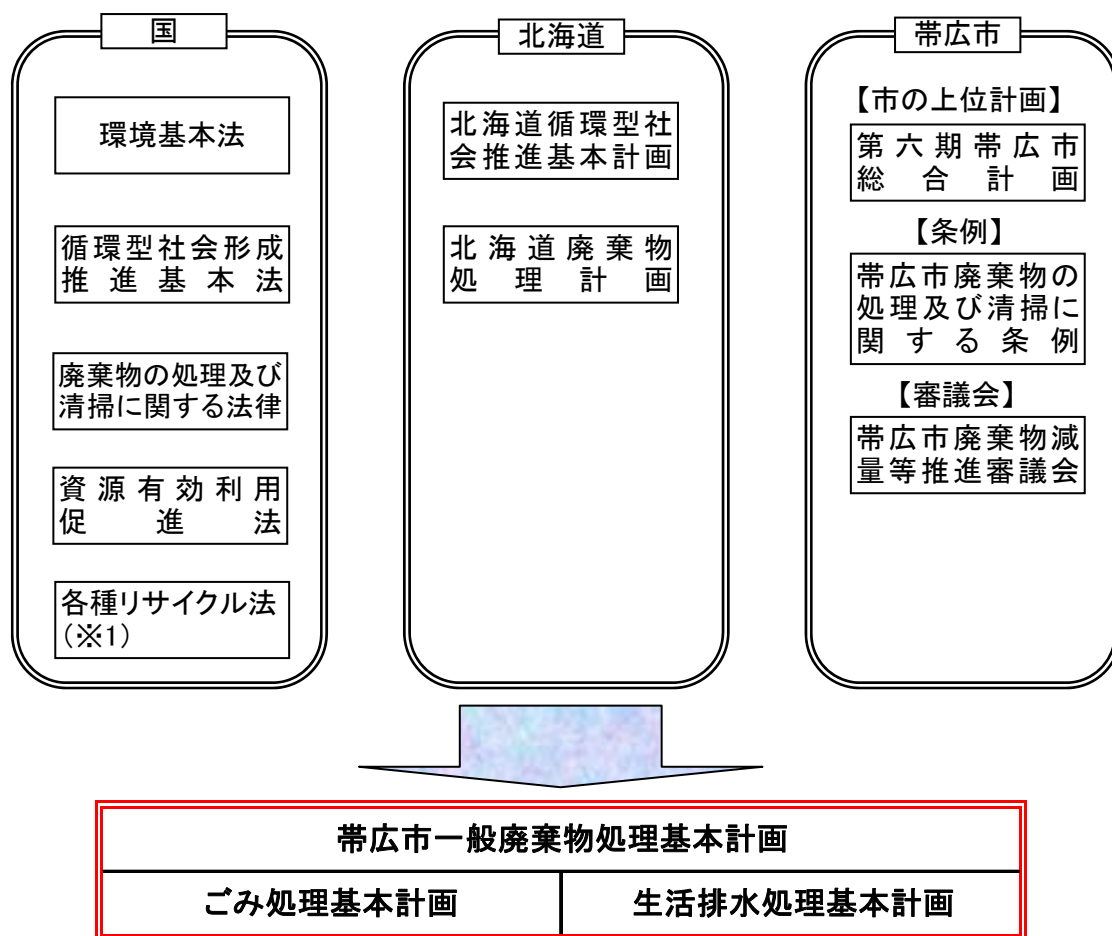
表 1-1-2 計画期間と目標年度



5 計画の性格と位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項の規定に基づき策定するものです。このため、本計画を本市における廃棄物行政の最上位計画として位置づけ、ごみの発生抑制・再使用・再生利用・適正処分等を計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、これらを具体化する施策等を取りまとめます。

また、策定に際しては、国の指針*に基づくとともに、「第六期帯広市総合計画」等と整合を図りつつ、関連方針・関連計画・事業計画との調整にも努めるものとします。



- (※1) 容器包装リサイクル法
家電リサイクル法*
食品リサイクル法*
建設リサイクル法*
自動車リサイクル法*

図1-1-3 本計画の位置づけ

第2章 帯広市の概要

1 市勢

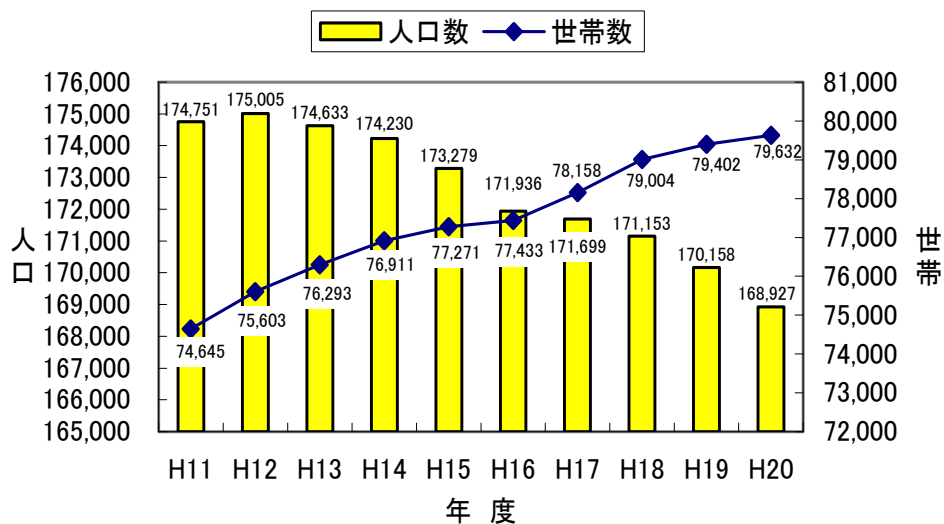
本市は、北海道東部の十勝地方のほぼ中央に位置し、市域は東西 46.8km、南北 43.3km、面積 618.94k m²、都市と農村、自然環境が調和した「田園都市」づくりをすすめています。また、十勝の中核都市として拠点機能を高め、暮らしやすさと自然の豊かさをともに実感できるまちづくりをめざしています。



2 人口・世帯数等

(1) 人口・世帯数

本市の人口は、平成12年度をピークに減少傾向にあります。世帯数は増加傾向にあります。

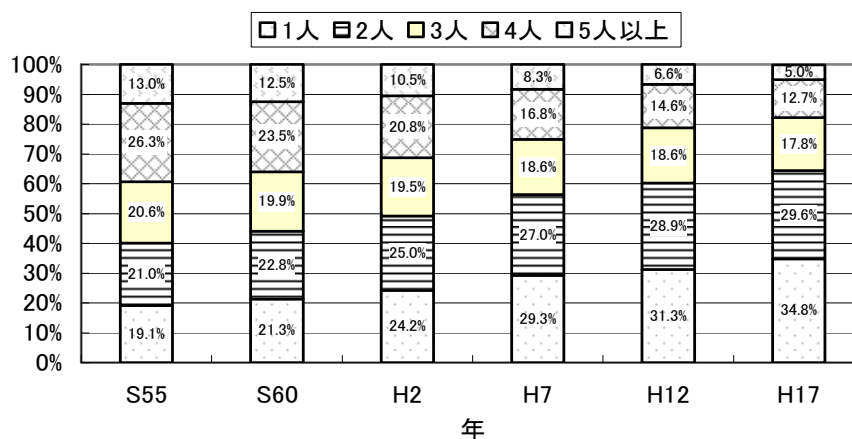


※各年9月末日 戸籍住民課 帯広市の人口・世帯数より作成

図1-2-2 人口・世帯数の推移

(2) 世帯構成人員

本市の世帯構成人員数は、近年、単身世帯や2人世帯が多くなっており、平成17年の国勢調査では約35%の方が1人暮らしをしています。一方、3人以上の世帯数は減少しています。



※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

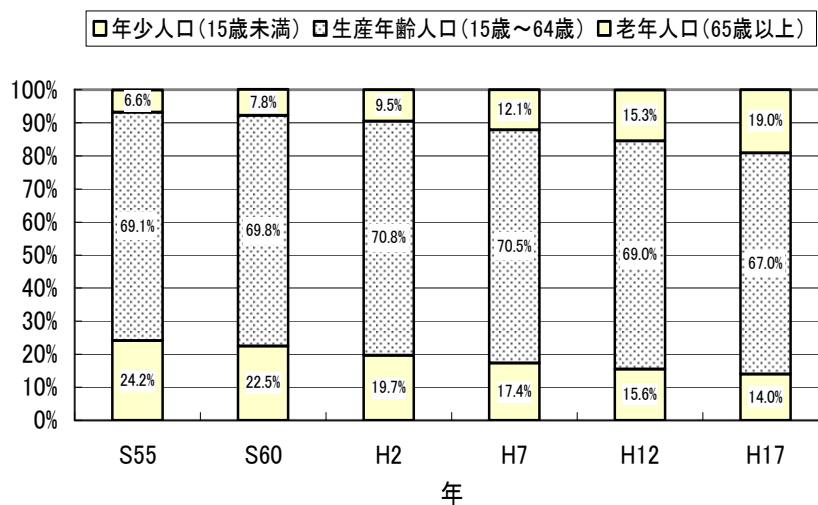
平成17年帯広市国勢調査報告書より作成

図1-2-3 世帯構成人員構成比率の推移

(3) 年齢3区分別人口

平成17年の国勢調査によると、本市の年齢3区分別の人口割合は、年少人口(15歳未満)が14.0%、生産年齢人口(15~64歳)が67.0%、老年人口(65歳以上)が19.0%となっています。

過去の調査結果と比較すると、年少、生産年齢人口が減少し、老年人口の増加が見られ少子・高齢化がすすんでいます。



※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

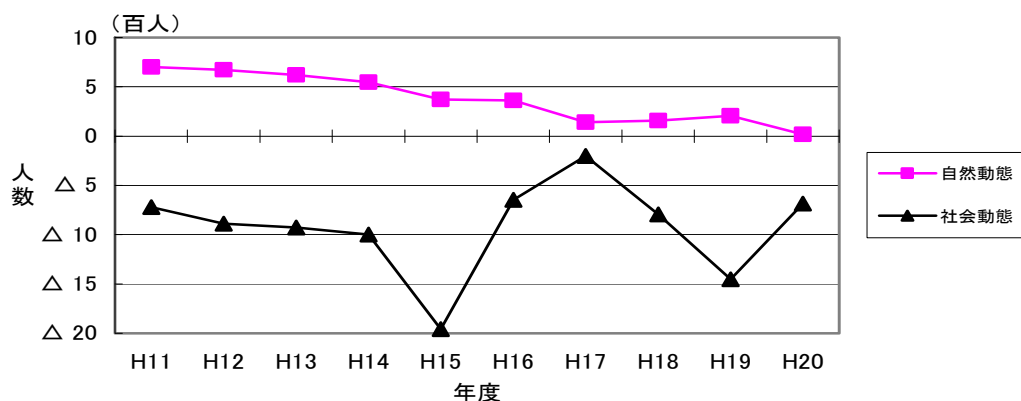
平成17年帯広市国勢調査報告書より作成

図1-2-4 年齢3区分別人口の割合

(4) 人口動態

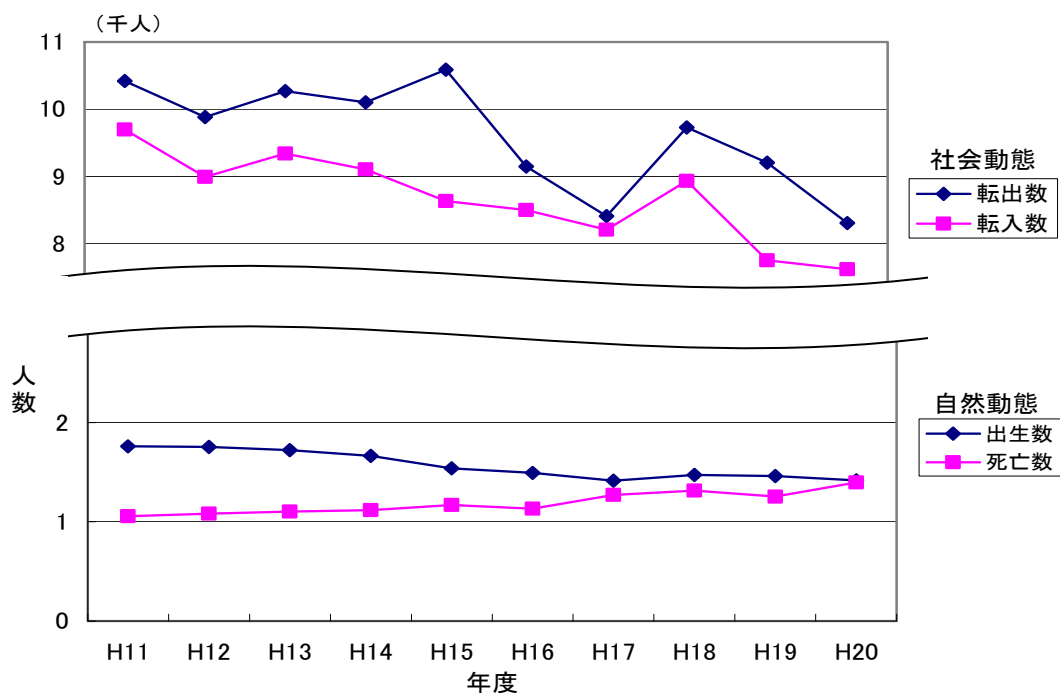
転入者数と市外への転出者数(社会動態)、市内での出生・死亡数(自然動態)を示しています。

各年度とも転出者数が転入者数を上回っています。出生者数は、死亡者数を若干上回っていますが、年々その差は縮小傾向にあります。自然動態数はプラスで推移していますが、社会動態数はマイナスで推移しているため、本市の人口は減少傾向にあります。



資料: 戸籍住民課

図1-2-5 人口動態



資料: 戸籍住民課

図1-2-6 人口動態数内訳

3 産業

本市の産業別事業所総数(民営事業所)は、平成13年9,674事業所、平成16年8,991事業所、平成18年8,763事業所となっており、減少傾向にあります。また、産業別従業者総数(民営事業所)は、平成13年79,525人、平成16年74,592人、平成18年74,555人となっており、事業所数の減少に伴い従業者数も減少傾向にあります。

三大分類別事業所数の構成比(平成18年度)では、第一次産業が0.5%、第二次産業が13.8%、第三次産業が85.7%となっており、第三次産業の割合が高くなっています。また、従業者数も同様に第三次産業の割合が高くなっています。産業大分類別では「卸売・小売業」、「サービス業」、「飲食業・宿泊業」の割合が高くなっています。

表1-2-7 産業者別事業所数及び従業者数(民営事業所)

産業大分類	平成13年		平成16年		平成18年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	9,674	79,525	8,991	74,592	8,763	74,555
第1次産業	49	703	38	485	44	519
農林漁業	49	703	38	485	44	519
第2次産業	1,393	17,102	1,256	14,940	1,205	13,883
鉱業	10	114	8	70	7	51
建設業	1,016	9,972	948	9,165	915	8,351
製造業	367	7,016	300	5,705	283	5,481
第3次産業	8,232	61,720	7,697	59,167	7,514	60,153
電気・ガス・熱供給・水道業	7	239	7	256	6	244
情報通信業※	-	-	70	976	86	1,611
運輸業	268	4,791	192	4,019	173	3,515
卸売・小売業	4,411	30,057	2,534	20,713	2,421	20,447
金融・保険業	243	3,010	226	2,596	219	2,352
不動産業	418	1,001	401	912	398	948
飲食店、宿泊業※	-	-	1,605	8,178	1,517	7,832
医療、福祉※	-	-	441	6,961	464	7,781
教育、学習支援業※	-	-	253	1,408	244	1,755
複合サービス事業※	-	-	44	540	72	720
サービス業(他に分類されないもの)	2,885	22,622	1,924	12,608	1,914	12,948

※印:日本標準産業分類の改訂(平成14年3月)により新設された分類
平成20年版帯広市統計書及び総務省統計局事業所・企業統計調査より作成

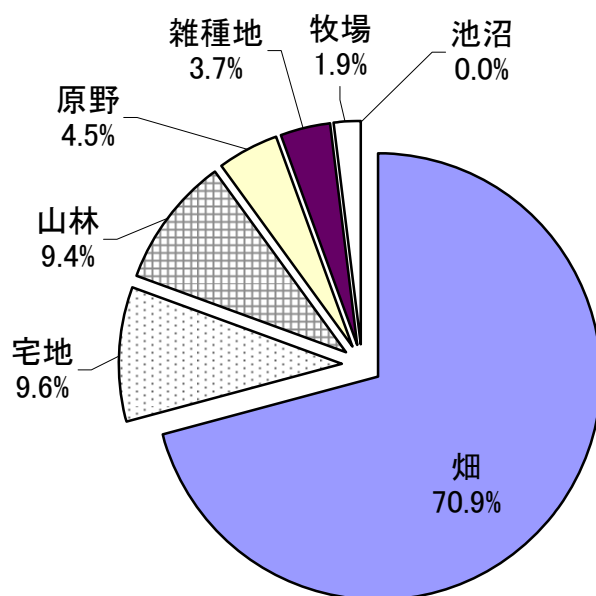
表1-2-8 産業別事業所数及び従業者数の割合(民営事業所)

区分	全産業		第一次産業		第二次産業		第三次産業	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
平成13年	9,674	79,525	0.5%	0.9%	14.4%	21.5%	85.1%	77.6%
平成16年	8,991	74,592	0.4%	0.7%	14.0%	20.0%	85.6%	79.3%
平成18年	8,763	74,555	0.5%	0.7%	13.8%	18.6%	85.7%	80.7%

平成20年版帯広市統計書及び総務省統計局事業所・企業統計調査より作成

4 土地利用の状況

本市の地目別土地面積(公有地※を除く)では、「畑」の 70.9%が最も高く、次いで「宅地」の 9.6%、「山林」の 9.4%が続いています。



平成 20 年版帯広市統計書より作成
※道路用地、国有林、河川敷等の公有地

図1-2-9 地目別土地面積

5 将来の計画

(1) 第六期帯広市総合計画

① まちづくりの基本方向

第六期帯広市総合計画のまちづくりの基本方向は以下のとおりです。

【都市像】

人と環境にやさしい 活力ある 田園都市 おびひろ

【まちづくりの目標】

まちづくりの目標	政 策
1. 安全に暮らせるまち	①災害に強い安全なまちづくり ②安心して生活できるまちづくり
2. 健康でやすらぐまち	①健康に暮らせるまちづくり ②やすらぎのあるまちづくり ③子どもたちが健やかに育つまちづくり
3. 活力あふれるまち	①力強い産業が育つまちづくり ②にぎわいのあるまちづくり
4. 自然と共生するまち	①地球環境を守るまちづくり ②うるおいのあるまちづくり
5. 快適で住みよいまち	①快適で住みごこちのよいまちづくり ②交流を支えるまちづくり
6. 生涯にわたる学びのまち	①次代を担う人を育つまちづくり ②ともに学び地域のきずなを育つまちづくり
7. 思いやりとふれあいのまち	①互いに尊重し思いやりのあるまちづくり ②ふれあいのあるまちづくり
8. 自立と協働のまち	①市民とともにすすめる自治体経営 ②質の高い行政の推進

② 一般廃棄物処理基本計画に関連する主要施策

『4. 自然と共生するまち ①地球環境を守るまちづくり』

2. 廃棄物の資源化と適正処理

- (1) ごみの発生抑制の推進
- (2) 再使用の促進
- (3) 再資源化の促進
- (4) ごみの適正排出の啓発・指導
- (5) ごみの適正処理
- (6) し尿の適正処理

第2編 帯広市ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の状況

1 ごみの排出量

(1) 一般廃棄物の年間総排出量

① 人口と一般廃棄物の排出量

行政区域内の人口は漸減しており、平成11年度から平成20年度の10年間で3.3%減少しています。

一般廃棄物の排出量は、平成16年度をピークに減少傾向にあります。これは、家庭系ごみの一部有料化に伴う駆け込み排出に起因するものであります。

このうち、家庭系ごみの排出量は、平成16年10月から実施した家庭系ごみの一部有料化や容器包装廃棄物の分別収集等の減量化・資源化対策により減少傾向にあります。また、事業系ごみの排出量も概ね減少傾向にあります。

平成20年度における一般廃棄物の総排出量は57,729tとなり、内訳は、家庭系ごみが33,110t、事業系ごみが15,365t、集団回収量が9,254tとなっています。

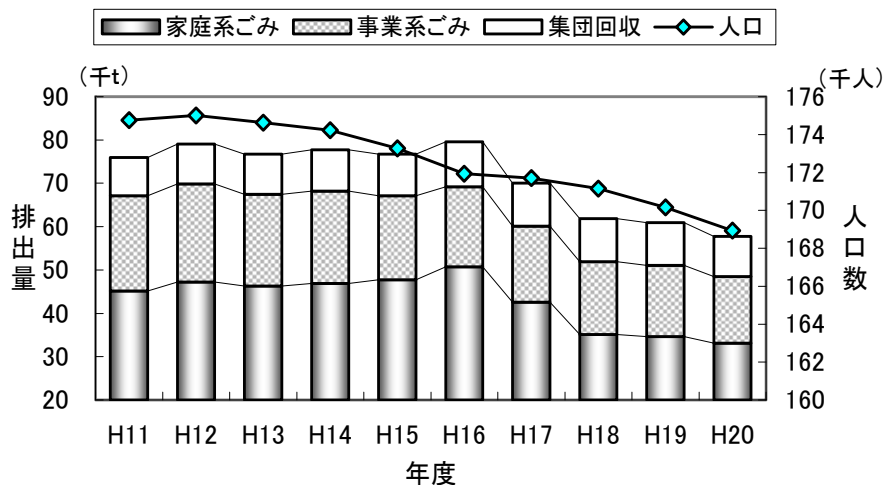


図2-1-1 人口と一般廃棄物の排出量

② 種類別のごみ排出量

可燃ごみは、有料化後の平成 17 年度以降大きく減少しました。不燃ごみは、有料化に伴う大型ごみの駆け込み排出により平成 16 年度、平成 17 年度と一時増加しましたが、次年度以降は減少しています。資源ごみは、平成 15 年の容器包装リサイクル法の完全実施により排出量が増加しましたが次年度以降減少傾向にあります。

平成 20 年度における資源集団回収を除くごみの排出量は 48,475t となり、内訳は、可燃ごみが 35,720t、不燃ごみが 5,917t、資源ごみが 6,838t となっています。

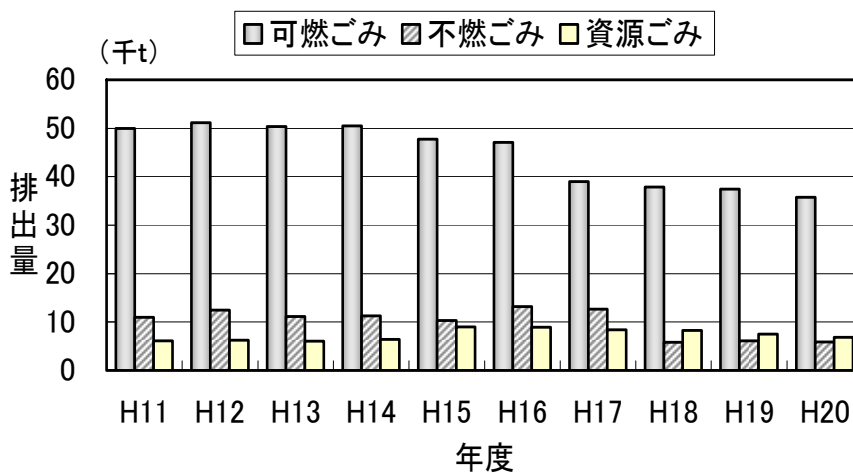


図2-1-2 種類別ごみ排出量

(2) 1人1日あたりの排出量

① 一般廃棄物の総排出量

一般廃棄物の総排出量は、平成 16 年度をピークに減少し、平成 20 年度は前年度比で 5.3% 減少しています。

なお、平成 20 年度の 1 人 1 日あたりの一般廃棄物の総排出量は 936g となり、過去 10 年間(平成 11 年度比)で 21.2% 減少しています。

② 家庭系ごみの排出量

家庭系ごみの排出量は、容器包装リサイクル法のスタートに伴い、平成 9 年 10 月から「ペットボトル」などの資源ごみの分別回収を実施、また、平成 15 年 4 月から「紙製容器包装」及び「プラスチック製容器包装」の資源ごみを追加し、法の完全実施を図りました。

平成 16 年 10 月から「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「大型ごみ」を有料化し、導入前(平成 15 年度)と導入後(平成 17 年度)で 10.9% の減量効果が得られました。

なお、平成 20 年度の家庭系ごみの排出量は 537g/人・日となり、過去 10 年間(平成 11 年度比)で 23.9% 減少しています。

③ 事業系ごみの排出量

事業系ごみの排出量は概ね減少傾向にあります。

くりりんセンターへ搬入する事業系ごみの処理手数料は、平成9年6月から10kg 50円でありましたが、ごみ処理費用の増大に伴い平成15年4月に10kg 120円、平成17年4月には10kg 160円へ料金改定を行いました。

なお、平成20年度の事業系ごみの排出量は249g/人・日となり、過去10年間(平成11年度比)で27.4%減少しています。

④ 資源集団回収量

資源集団回収量は、平成16年度を境に減少傾向にあります。

平成16年度は、家庭系ごみの一部有料化に伴い、家庭内に眠っていた金属類を資源集団回収に排出したため、前年度比で6.9%増加し、平成17年度以降は減少傾向にあります。

なお、平成20年度の資源集団回収量は150g/人・日となり、過去10年間(平成11年度比)で7.9%増加しています。

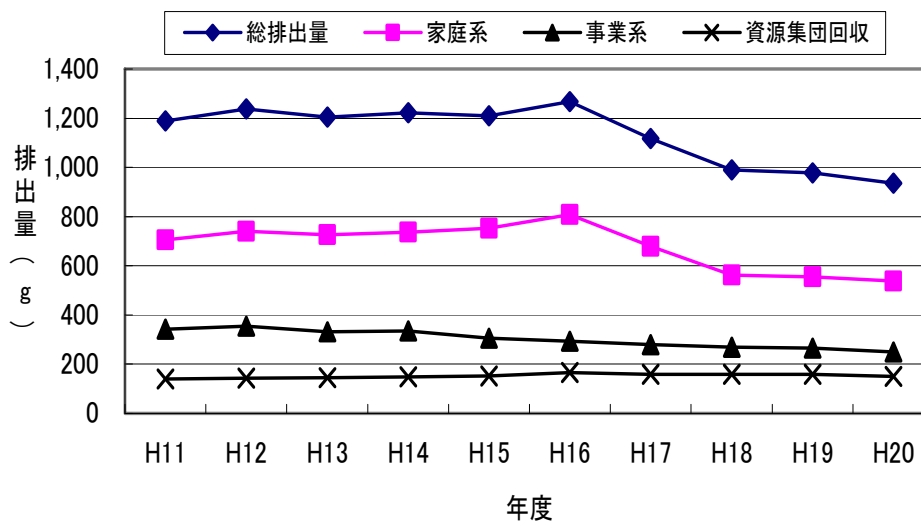


図2-1-3 1人1日あたりの排出量

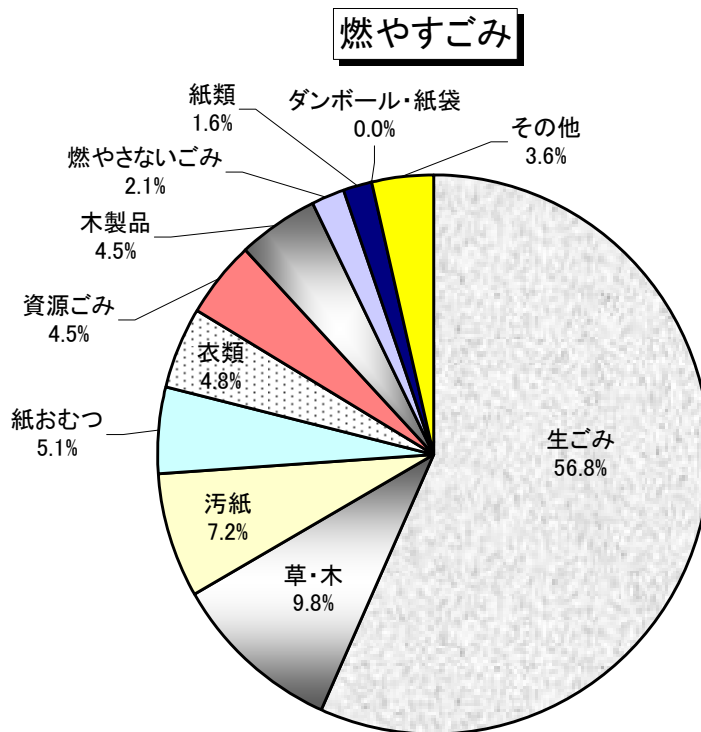
(3) ごみの組成分析

組成分析は、市内11ヶ所において、排出ごみから直接採取した家庭ごみの「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「資源ごみ」で年1回調査しています。

「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「資源ごみ」の重量比による組成分析結果(有料化後の平成18年度から平成20年度の3ヶ年平均値)は、図2-1-4から図2-1-6に示すとおりです。

① 燃やすごみ

燃やすごみの組成割合は、生ごみの占める割合が最も高く、56.8%となっています。次いで、草・木が9.8%、汚紙(ちり紙、新聞)7.2%の順となっています。また、資源ごみが4.5%混入しています。

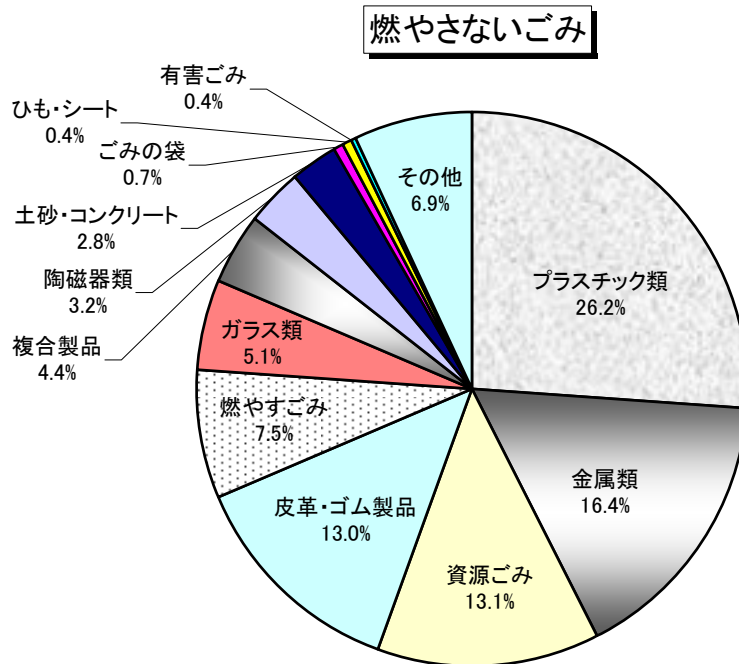


※標記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図2-1-4 組成分析(燃やすごみ)

② 燃やさないごみ

燃やさないごみの組成割合は、プラスチック類(プラスチック容器、おもちゃ等)が 26.2%、次いで、金属類(二級鉄、アルミ等)16.4%、皮革・ゴム製品が 13.0%の順となっています。また、資源ごみが 13.1%混入しています。

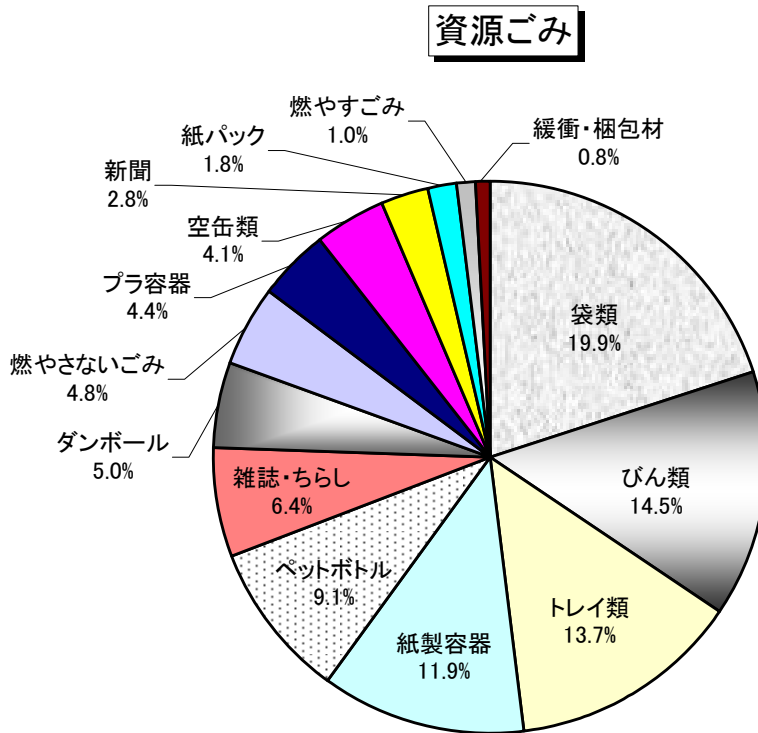


※標記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図2-1-5 組成分析(燃やさないごみ)

③ 資源ごみ

資源ごみの組成割合は、袋類(アルミ蒸着袋、手提げ袋、レジ袋等)が19.9%、次いで、びん類(雑びん、リターナルびん)14.5%、トレイ類(トレイ、カップ等)13.7%の順となっています。また、燃やさないごみが4.8%混入しています。



※標記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図2-1-6 組成分析(資源ごみ)

2 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の体制

一般家庭から排出されるごみは、【1】燃やすごみ、【2】燃やさないごみ、【3】資源ごみ(①缶、②びん、③ペットボトル、④紙パック、⑤紙製容器包装、⑥プラスチック製容器包装、⑦ダンボール、⑧新聞紙、⑨雑誌類)【4】大型ごみ、【5】有害ごみ(①使用済乾電池、②蛍光管、③水銀体温計)の5種15分別を基本として収集し、適正処理をしています。

また、事業活動に伴って生じる事業系ごみは、事業者の処理責任としています。このため、ごみ処理施設(十勝環境複合事務組合* くりりんセンター)に搬入する場合は、自己搬入又は収集運搬許可業者による搬入としています。

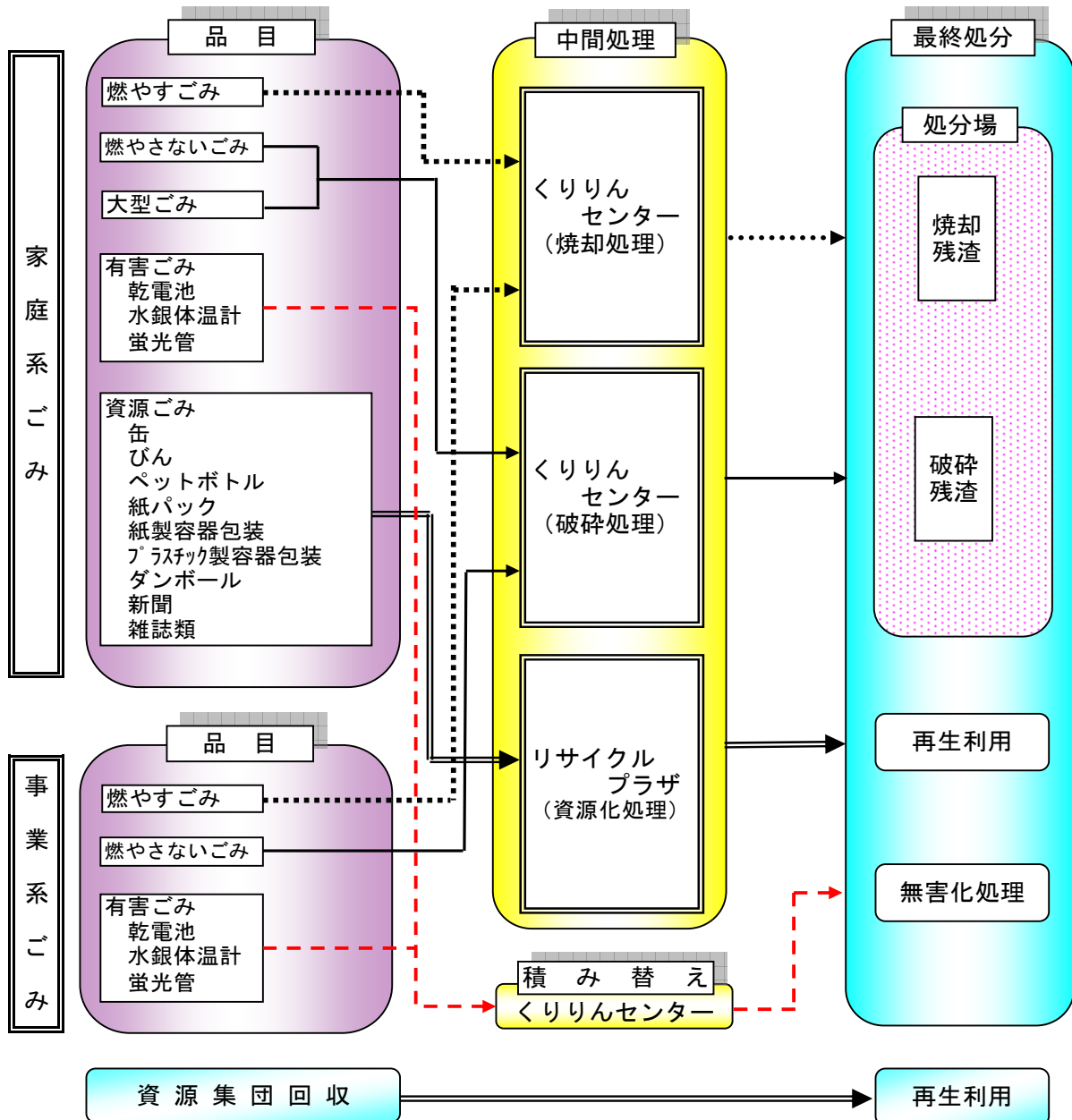


図2-1-7 ごみ処理フロー

(2) 収集運搬の現状

① 収集・分別区分及び収集体制

本市における家庭系ごみの収集・分別区分及びその体制を表2-1-8に示しています。

本市では平成4年11月から戸別収集方式から路上ステーション方式に変更し、また、平成16年10月から家庭系ごみの一部有料化を実施(有料化に伴い大型ごみは戸別収集とした。)しています。

表2-1-8 収集・分別区分及びその体制(平成20年度)

収集・分別区分	細区分	排出方法	収集方法	収集回数
燃やすごみ		指定有料袋		週2回
燃やさないごみ				
有害ごみ	乾電池	透明又は半透明袋	路上ステーション方式	隔週水曜日
	水銀体温計			
	蛍光管	購入時の箱等		
資源ごみ	缶	透明又は半透明袋	路上ステーション方式	週1回
	びん			
	ペットボトル			
	紙製容器包装			
	プラスチック製容器包装	ひもでしぼる		
	紙パック			
	ダンボール			
	新聞			
雑誌類				
大型ごみ		処理券貼付	戸別収集	申込制

② 収集運搬事業の推移

昭和59年1月 廃乾電池の分別収集を実施

平成元年4月 市内中心街の事業所ごみの収集を民間業者(許可業者)に移行

平成2年1月 市内全事業所のごみ収集を民間業者(許可業者)に移行

平成2年5月 牛乳パックの分別収集を実施

平成4年11月 ごみ収集を各戸排出方式からステーション方式に、可・不燃の収集日を分離する

平成6年4月 廃蛍光管、廃水銀体温計の分別収集を実施

平成6年10月 廃冷蔵庫のフロンガス回収を実験的に実施(平成13年度まで)

平成9年10月 缶、びん、ペットボトル、紙類などの資源の分別収集を実施、ごみ袋の透明・半透明化を実施、帯広スタイル「Sの日」を実施

平成13年4月 家電4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)の収集廃止

平成15年4月 「Sの日」収集に、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を追加

平成16年4月 家電リサイクル法の改正により、冷凍庫の収集廃止

平成16年10月 家庭系ごみの一部有料化を実施、大型ごみを有料申込制・戸別収集とした

③ 路上ステーション方式

平成4年11月、世帯数の増加、市内西部地区住宅地の造成による収集路線の延伸化等により、収集作業の効率化を図るため町内会等の説明会を実施し、各戸排出方式から路上ステーション方式に変更しました。また、路上ステーション方式によるステーションのごみ排出量平準化のため、可燃、不燃ごみの収集曜日を分離しました。更に、資源化運動の拡大促進を図るため町内会別に月1回「資源回収の日」を設けました。

④ 家庭系ごみの有料化

資源循環型社会の実現に向け、ごみ減量・資源化の促進、適正処理に要する費用の確保、費用負担の適正化・公平化を図るため、平成16年10月家庭系ごみの一部、燃やすごみ・燃やさないごみ・大型ごみの収集を有料化しました。

(3) 処理・処分の現状

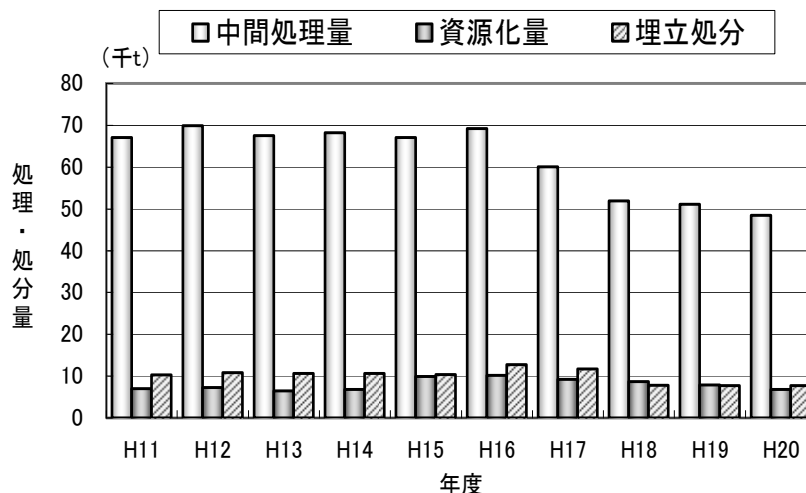
帯広市のごみは、中間処理及び最終処分を十勝環境複合事務組合で、十勝管内の一部町村と共同処理しており、処理施設は事務組合の施設(くりりんセンター)及び組合が委託する民間施設(十勝リサイクルプラザ)です。

① 処理・処分の推移

本市における、中間処理量、資源化量※、埋立処分量の推移を図2-1-9に示しています。

中間処理量については、平成16年10月からの家庭系ごみの一部有料化により、平成17年度以降減少傾向にあります。また、大型ごみも有料化に伴う駆け込み排出が多量にあり、次年度にまたがって処理したため、平成16年度、平成17年度の埋立処分量が一時増加しました。

平成18年度以降は、埋立量より資源化量が上回りましたが、平成20年度は増加に転じました。



※資源化量＝「Sの日資源化量」＋「施設内資源化量」＋「無害化処理量」

図2-1-9 処理・処分量の推移

② 中間処理、処分施設の概要

現在のくりりんセンターは、旧清掃工場、旧破砕処理工場の処理能力の限界や老朽化などから、平成5年に複合事務組合が建設に着手し平成8年10月から供用を開始しました。

くりりんセンターでは、焼却、破砕施設の他に、くりりん発電所(汽力発電、ガスタービン発電)、くりりんプラザ(環境体験学習)、くりりんパーク(パークゴルフ場)を備えています。

また、平成15年には十勝環境複合事務組合が資本参加する民間施設の十勝リサイクルプラザが稼動し、容器包装リサイクル法に基づく資源及びその他の資源の中間処理を行っています。

ア 廃棄物処理施設

し尿・ごみ処理は、十勝環境複合事務組合で共同処理しており、処理施設は事務組合の施設及び組合が委託する民間施設です。

■ ごみの中間処理施設

施設の名称	くりりんセンター
所在地	帯広市西24条北4丁目1番地5
敷地面積	73,041 m ² (内ごみ処理施設用地面積 47,006 m ²)
竣工年月	平成8年9月、 供用開始 同年10月1日
施設の概要	<p>【焼却施設】鉄筋コンクリート造・鉄骨造、延床面積 15,257 m² 330t/日 (110t/24h×3 炉)</p> <p>【破砕施設】鉄骨造・一部鉄筋コンクリート造、延床面積 6,386 m² 110t/5h</p> <p>【計量所】 鉄骨造、延床面積 24 m²</p> <p>【管理棟】 鉄筋コンクリート造、延床面積 1,774 m²</p> <p>【発電所】 汽力発電所: 発電機出力 8,235kVA (7,000kW) ガスタービン発電所: 発電機出力 2,000kVA (1,600kW)</p>
総事業費	169億7,420万円
利用市町村 (9団体)	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町(旧忠類村地域は除く)、池田町、豊頃町、浦幌町

※帯広市清掃事業概要より

■ 資源ごみの中間処理施設

施設の名称	十勝リサイクルプラザ(民間施設)
所在地	帯広市西 23 条北 4 丁目 6 番地 5
敷地面積	30,787 m ²
竣工年月	平成 15 年 3 月、 供用開始 同年 4 月 1 日
施設の概要	<p>【リサイクル棟】 鉄骨造、延床面積 5,201 m² びん、缶、ペット、その他プラ、その他紙選別・圧縮</p> <p>【保管棟】 鉄骨造、延床面積 1,212 m² 上記処理品目と紙類(新聞、雑誌、ダンボール)、鉄類</p> <p>【計量棟】 鉄骨造、延床面積 350 m²</p> <p>【管理棟】 鉄骨造、延床面積 755 m²</p>
設置者	㈱ウイングリン(十勝環境複合事務組合が資本参加 26%)
利用市町村 (9 団体)	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町(旧忠類村 地域は除く)、池田町、豊頃町、浦幌町

※帯広市清掃事業概要より

■ ごみの埋立処分場

施設の名称	一般廃棄物最終処分場
所在地	河東郡音更町字万年西 1 線 22 番地ほか
敷地面積	280,000 m ²
竣工年月	昭和 60 年 3 月 供用開始 昭和 59 年 9 月
施設の概要	<p>【埋立面積】 223,000 m²</p> <p>【埋立容量】 1,057,000 m³</p> <p>【残容量】平成 20 年度末 207,607 m³</p> <p>【埋立方式】 準好気性埋立(セル)方式</p> <p>【排水処理】 能力:平均水量 250 m³/日、最大水量 1,200 m³/日 処理方式:接触酸化+凝集沈殿+砂ろ過+滅菌</p>
利用市町村 (9 団体)	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町(旧忠類村 地域は除く)、池田町、豊頃町、浦幌町

※帯広市清掃事業概要より

3 資源化の状況

(1) 減量化、再利用率の推移

① 市民1人1日あたりのごみ排出量(資源集団回収、資源化量を除く)

図2-1-10は、平成11年度以降における市民1人1日あたりのごみ排出量(資源集団回収、資源化量を除く)の推移です。平成16年度までは900グラム台で推移していましたが、平成17年度には減少し、平成18年度以降は概ね横ばい状況です。

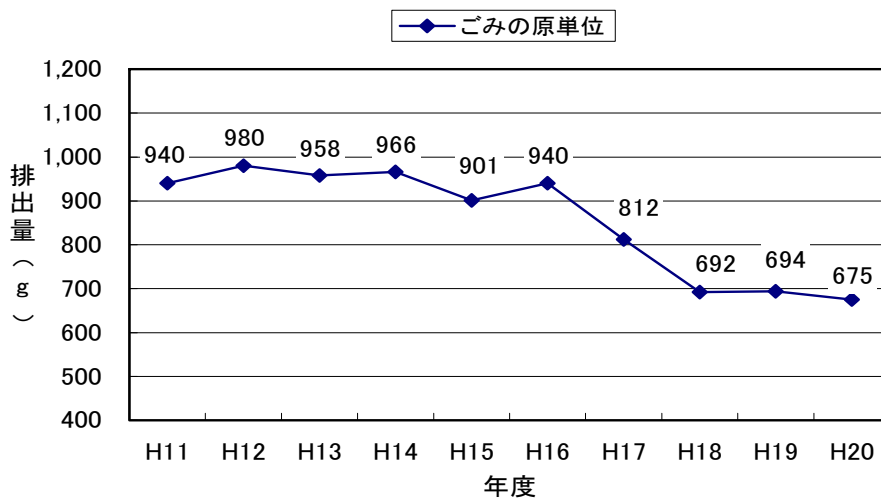


図2-1-10 ごみだけの1人1日あたりの排出量

② 資源の排出量

図2-1-11は、平成11年度以降における市民1人1日あたりの資源排出量(資源集団回収、資源化量)の推移です。平成16年度は家庭系ごみの一部有料化の影響により一時増加していますが、平成17年度以降は減少傾向にあります。

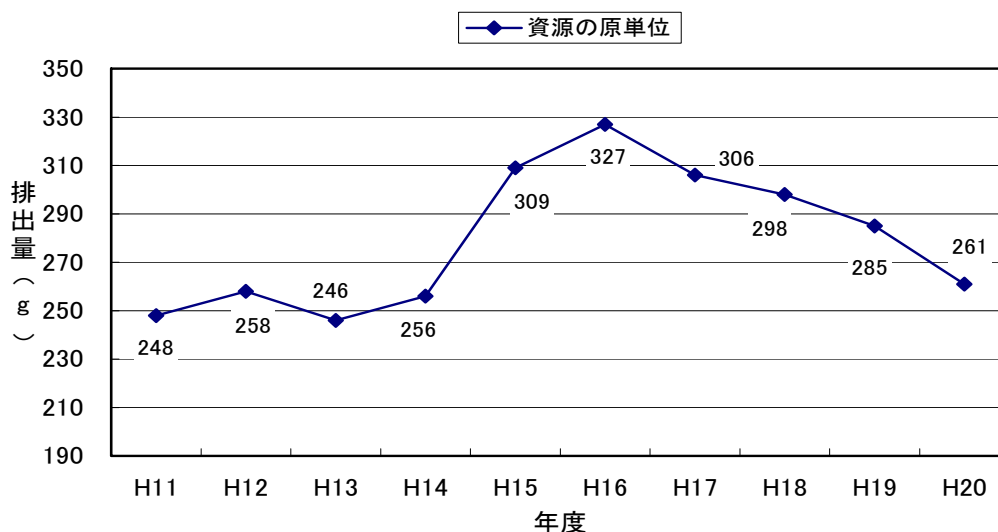


図2-1-11 資源だけの1人1日あたりの排出量

③ リサイクル率

リサイクル率*は、平成14年度まで概ね22%台を推移していましたが、平成15年度に容器包装リサイクル法の完全実施により資源ごみの収集品目が増え、平成15年度以降大きく上昇しています。

当初のごみ処理基本計画では、平成21年度のリサイクル率を24%、また、平成18年3月に改定したごみ処理基本計画では30%以上としています。

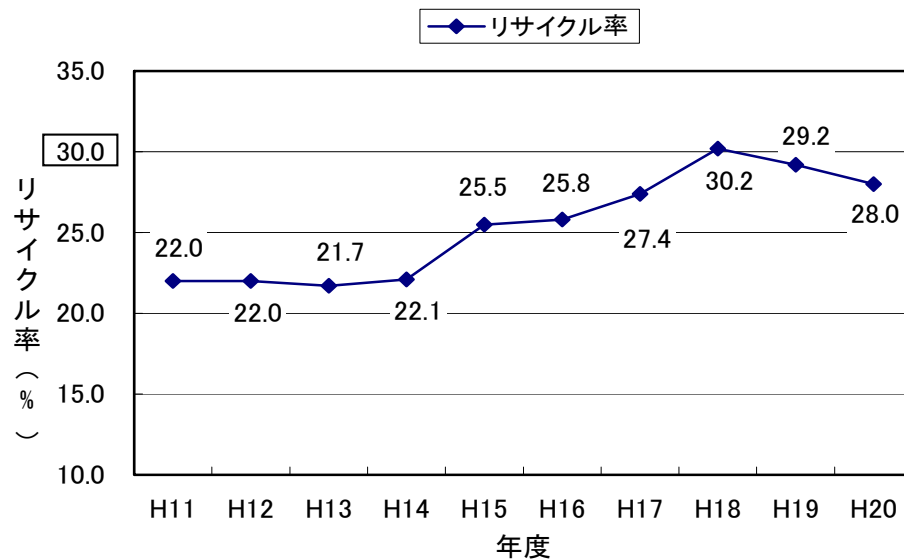


図2-1-12 リサイクル率

(2) ごみの減量化・資源化の取り組み状況

① 資源集団回収

市民総ぐるみのごみ減量・資源化運動の一環として、町内会等による資源集団回収事業を促進しています。実施団体に対し、平成20年度では1kgあたり4円20銭、回収事業者には資源集団回収システムを維持するための行政支援制度として、回収回数に応じて支給する基本割り1,250円/回、回収重量に応じて支給する実績割り1,850円/t、雑びん、鉄類の回収重量に応じて支給する特別加算金1円/1kgを年2回支給しています。

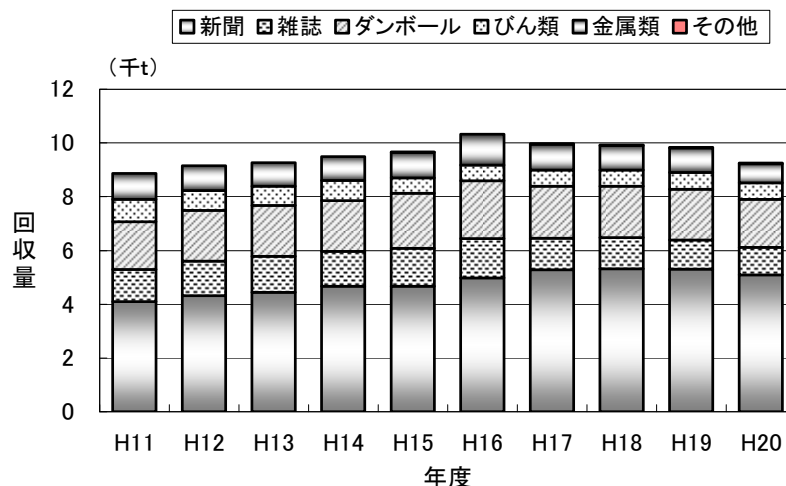
平成20年度の実施団体数は729団体(うち町内会は610町内会)で、地域での資源集団回収を実施しています。

表2-1-13 資源集団回収量

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
新聞	4,092	4,326	4,447	4,669	4,674	4,987	5,285	5,314	5,308	5,099
雑誌	1,208	1,281	1,336	1,299	1,413	1,460	1,170	1,161	1,082	1,025
ダンボール	1,770	1,889	1,902	1,889	2,041	2,142	1,935	1,912	1,891	1,779
びん類	830	735	710	741	574	592	595	602	622	610
金属類	961	916	869	895	955	1,140	971	914	906	713
その他	11	9	4	3	3	7	21	21	28	28
計	8,872	9,156	9,268	9,496	9,660	10,328	9,977	9,924	9,837	9,254

単位:t

※紙パックは「その他」に含む



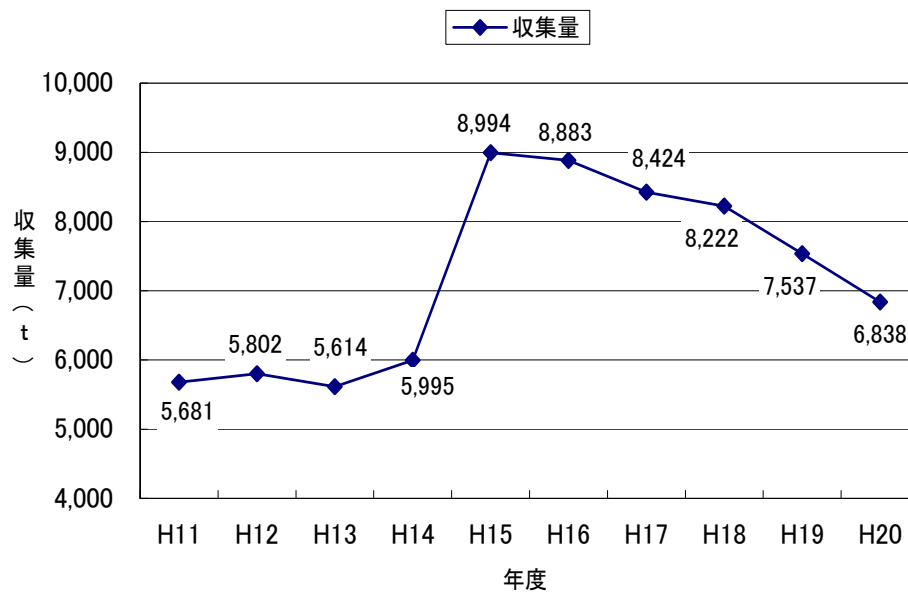
※紙パックは「その他」に含む

図2-1-14 資源集団回収量

② 「Sの日」(家庭系資源ごみの収集)～容器包装リサイクル法の完全実施

平成9年4月「容器包装リサイクル法」がスタートし、本市においても同年10月から帯広スタイル「Sの日」として、週1回の資源ごみ回収をスタートしました。「Sの日」開始時の分別収集品目は、①ガラス製容器(茶、無色、その他)、②ペットボトル、③飲料用紙パック、④段ボール、⑤アルミ製容器包装、⑥鋼製容器包装、法対象外の資源として、新聞紙、雑誌、鉄製品としました。

平成15年度から、十勝リサイクルプラザの稼動開始に伴い、⑦紙製容器包装、⑧プラスチック製容器包装を追加し、法の完全実施を図りました。



※平成14年度までの事業系資源ごみを除く

図2-1-15 Sの日の収集量

③ 生ごみ堆肥化容器、電動生ごみ処理機

ア 生ごみ堆肥化容器

燃やすごみの約5割を占める生ごみの減量・資源化の一方法として、各家庭における堆肥化有効利用の促進を図るため、平成3年度より生ごみ堆肥化容器の購入希望市民に対し、1個につき2,000円の助成を行い、平成7年度からは、希望者1世帯に2個まで助成しています。

表2-1-16 生ごみ堆肥化容器助成数

	H3~H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
助成数	-	121	105	110	259	169	101	104	140
累計	6,213	6,334	6,439	6,549	6,808	6,977	7,078	7,182	7,322

単位:個

イ 電動生ごみ処理機

生ごみ堆肥化容器の普及がすすむ中、通年使用が可能な事、また、室内での使用が可能な電動生ごみ処理機の購入助成を平成 12 年度から開始しました。助成は一世帯 1 台、購入に要した本体価格の 2 分の 1 以内で 20,000 円を限度として助成しています。

表2-1-17 電動生ごみ処理機助成数

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
助成数	121	151	149	119	523	348	208	180	117
累計	121	272	421	540	1,063	1,411	1,619	1,799	1,916

単位:台

④ 事業系ごみの減量化、資源化の取り組み

本市の事業系ごみは、平成 12 年度以降概ね減少傾向にあります。

近年、環境問題の重要性がますます高まる中、国も各種リサイクル法の制定等より一層の循環型社会の形成を図るため、拡大生産者責任*の一般原則を確立し、排出事業者責任のもと適正処理に努めるよう啓発等を行っています。

平成 15 年 4 月から収集運搬費用の公平化のため「店舗併用住宅制度」を廃止し、家庭ごみと事業ごみの分別を徹底しました。

事業系ごみの適正処理に関しては、許可業者による収集運搬体制を確保し、排出事業所が支障をきたさないよう対応しています。また、許可業者には定期的な業務指導を行っています。

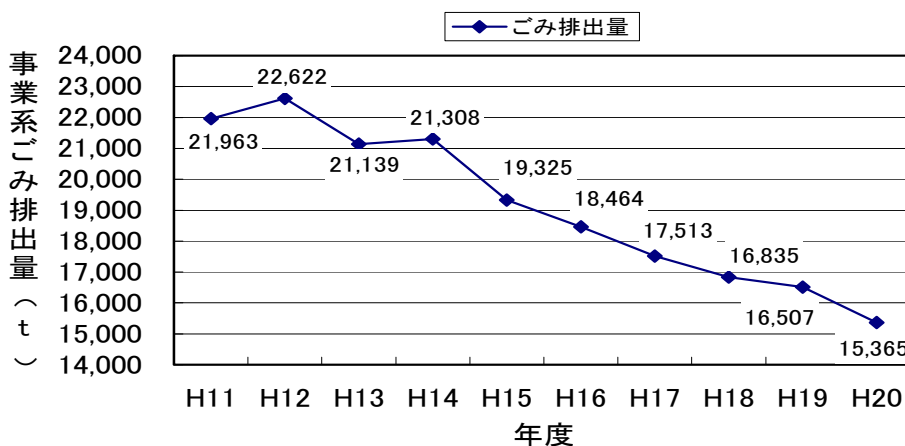


図2-1-18 事業系ごみの推移

- ⑤ 其他のごみ減量化への取り組み
 其他の主な取り組みです。

表2-1-19 其他の主な取り組み

取り組み例	内 容
牛乳パックの分別収集	<p>牛乳パックは、トイレトーパーやティシュペーパーに生まれ変わる資源となるため、「捨てないで、森を守ろう、牛乳パック」をキャッチフレーズに平成2年5月から全道自治体として初めて牛乳パック類の直営分別回収を開始しました。ごみ減量と森林資源の保護・再生を目的として市民・事業者・行政が協働して取り組み、収益金を「帯広の森造成基金」に繰り入れました。その後、容器包装リサイクル法のスタートにより、十勝リサイクルプラザで共同処理することとなったため、平成14年度をもって基金への繰り入れを終了しました。</p> <p>事業成果(平成2年度～平成14年度)</p> <p>牛乳パック回収量 736 t</p> <p>基金繰入総額 8,837,808 円</p>
ごみ減量・資源回収促進月間	<p>市民意識を深める啓発事業として、春と秋の年2回月間事業として開催し啓発に努めています。</p> <p>■春のリサイクルパネル展</p> <p>毎年5月に、市民ホールで「ごみ減量リサイクルに関するパネル展示」を実施しています。また、「ごみ相談」や「生ごみ堆肥化容器等の購入助成の受付」も行い、市民啓発を実施しています。</p> <p>■秋のリサイクルまつり</p> <p>毎年10月に、とちプラザで「パネル展」や、「ダンボールコンポストの実演」、「廃棄物利用の工作」など体験型のイベントを行っています。また、「青空フリーマーケット」を開催しています。</p>
ごみ懇談会	<p>ごみ問題について、市民に正しい理解と協力を求めるため、市民参加による清掃行政の推進を図ることを目的に、昭和56年度から実施しています。</p>
エコエコ紙芝居	<p>幼児や低学年の環境教育のため、平成12年度にオリジナルの紙芝居を作成し、市内の保育所、幼稚園等をキャラクターのリサイクル忍者「わけすけ」とまわり、「エコエコ紙芝居」を実演し啓発を行っています。</p>
コミュニティメールの発行	<p>平成13年度から、広報誌やチラシ以外の情報発信源として、市民が身近にごみ減量・リサイクルに関心を持てる内容で年2回発行し全戸配布しています。</p>
帯広市ごみ分別パンフレット、ごみ・資源収集曜日区域図等の配布	<p>正しいごみの出し方や資源の出し方等について、市民周知のため作成し、転入者等に配布しています。なお、ごみ・資源収集曜日区域図については、毎年3月頃全戸配布を行っています。</p>

(3) ごみの適正排出への取り組み

ごみの分別、出し方、飛散、ステーションにおける不適正排出ごみの調査など、啓発及び清掃指導を行うため、12名(平成20年度)の清掃指導員を配置しています。また、平成16年度より有料化に伴う不法投棄対策として民間委託による夜間パトロールも実施しています。

表2-1-20 清掃指導の実績

	H16	H17	H18	H19	H20
ごみ排出関係	12,581	13,888	17,077	21,681	18,001
共同住宅関係 ^{※1}	—	—	—	61	146
ごみ処理場関係	1	2	3	5	7
不法投棄	522	233	122	121	103
広報活動	983	1,340	620	657	913
その他	951	996	1,585	958	1,342
合計	15,038	16,459	19,407	23,483	20,512

単位:件

※1:帯広市共同住宅ごみステーションの設置及び管理に関する指導要領の施行にとまない、平成19年度より集計を開始。

4 ごみ処理費の現状

平成20年度のごみ処理に係る支出のうち、収集・運搬、中間処理・最終処分合計額が約13億3千万円となっており、ごみ1トンあたり約43千円、人口1人あたり年間約8千円の経費がかかっています。

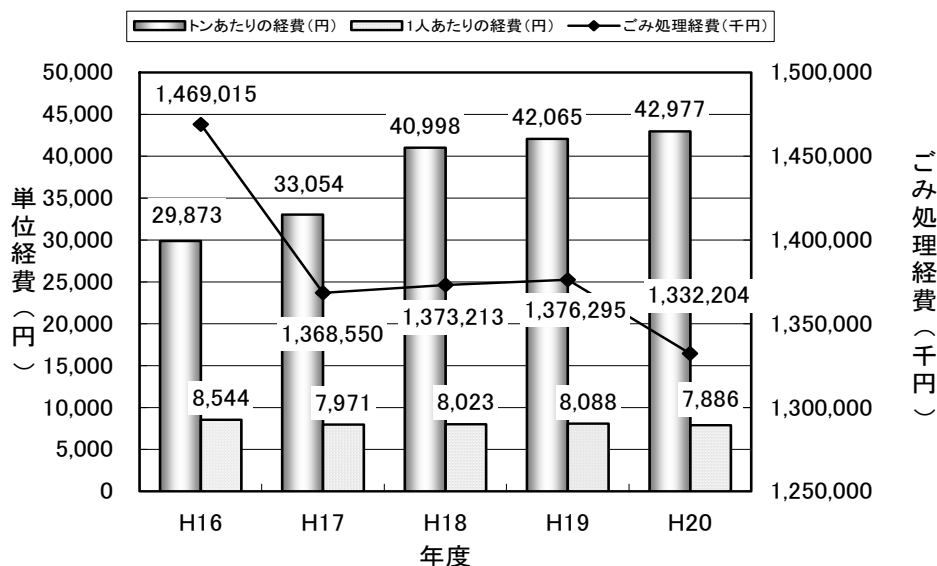


図2-1-21 ごみ処理経費

第2章 ごみ処理基本計画

1 基本理念

循環型社会の形成に向けた 自然と共生するまちづくり

地球環境を保全し、市民・事業者・行政との協働により、自然環境への負荷の少ないまちづくりを推進します。

(1) 市民の役割

市民は、ごみ・資源物の発生抑制、排出抑制に取り組み、分別ルールへの遵守やリサイクルを推進するなど、自然環境への負荷に配慮した生活を実践することが大切です。

(2) 事業者の役割

事業者は、ごみになりにくい環境負荷に配慮した商品の開発・製造・販売を行い、自ら不要となった製品の自主回収、排出者責任によるごみの適正処理に努めるなど、ごみ・資源物の発生を抑制しなければなりません。

(3) 行政の役割

市は、適正なごみの分別や処分ができるようごみ処理システムを構築し、市民・事業者が自主的な減量・資源化の取り組みを推進するよう施策を展開します。また、市民・事業者・行政との協働により自然環境への負荷の少ない循環型社会へのまちづくりを推進します。

2 基本方針

行政と市民・事業者がそれぞれの役割と責任により、ごみの減量化や資源化、適正な廃棄物処理に取り組み、循環型の地域社会づくりをすすめます。

基本方針 1. ごみの発生抑制と再使用の促進

廃棄物の発生抑制は、ゼロ・ウェイスト*と同様に3R*(リデュース*、リユース*、リサイクル)の中でも最優先されるものです。

生産段階からごみを出さないようにするとともに、不要となったものをごみとせず、再使用することによってごみを発生させないことが重要です。

基本方針 2. 資源の循環的な利用促進

大量生産、大量消費、大量廃棄型社会からの転換をすすめ、可能な限り資源として再生利用し、環境に負荷を与えないリサイクルを促進します。

基本方針 3. 環境への負荷が少ない適正排出の促進

ごみの発生抑制や再使用によってごみが減量され、また、リサイクル出来ないごみは計画的に処分する必要があります。

本市では、これらのごみを経済性や効率性、温室効果ガスの削減に配慮し、できるだけ環境への負荷の少ない方法で、安全で適正に処理・処分するシステムを構築します。

また、大規模地震等の被災時に発生する災害廃棄物においても、帯広市地域防災計画等を踏まえ、関係機関と連携し、廃棄物処理体制を構築します。

基本方針 4. ごみの適正処理に向けた体制づくり

循環型社会を実現するためには、3R(リデュース、リユース、リサイクル)はもとより、循環的な利用ができないごみの適正処分が必要です。

収集・処理・処分にあたっては、環境への負荷をできる限り少なくし、市民や事業者、関係機関と連携しながら、適正処理に向けた体制を構築します。

3 計画の目標

目標年度を、前期は平成 26 年度、後期は平成 31 年度と設定します。また、基準年度を容器包装リサイクル法の完全実施、有料化後の平成 20 年度とします。

3.1 ごみの発生量の見込み

本市の将来予測(人口・ごみの発生量)については、国の「ごみ処理基本計画策定指針」等に基づき統計的手法を用いて、下図に示す手順により推計します。

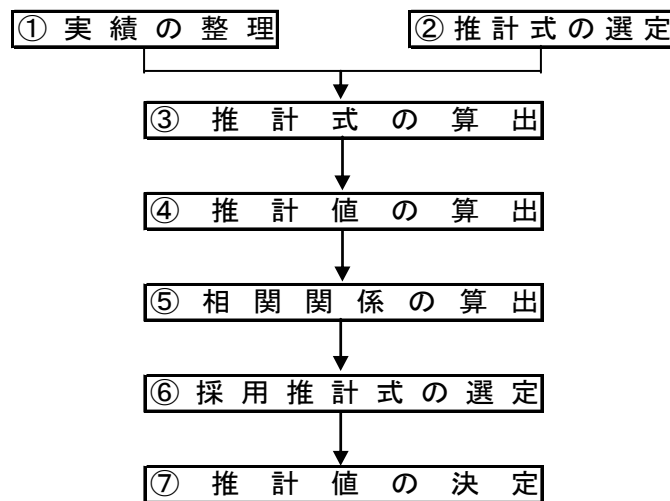


図2-2-1 推計の手順

(1) 人口の将来予測

本市の将来人口を統計的手法により示します。また、行政区域内全域を計画収集していることから、行政区域内人口を計画収集人口とします。

実績値		推計値	
年度	行政区域内人口	年度	行政区域内人口
H11	174,751	H21	168,244
H12	175,005	H22	167,561
H13	174,633	H23	166,878
H14	174,230	H24	166,195
H15	173,279	H25	165,512
H16	171,936	H26	164,829
H17	171,699	H27	164,147
H18	171,153	H28	163,464
H19	170,158	H29	162,781
H20	168,927	H30	162,098
—	—	H31	161,415

※実績値、推計値とも各年 9 月末人口

表2-2-2 将来人口

(2) ごみの発生量の見込み

ごみ排出量の動向を過去10年間のデータをもとに、これまでどおりの生活や事業活動を続けた場合の一般廃棄物の排出量を統計的手法により推計した結果は以下のとおりです。

表2-2-3 ごみの発生量推計

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
家庭系ごみ	32,169	31,330	30,585	29,716	28,941	28,170	27,766	27,249	26,815	26,384	26,031
事業系ごみ	14,691	14,047	13,430	12,840	12,275	11,734	11,475	11,227	10,990	10,763	10,546
集団回収	9,110	8,873	8,661	8,416	8,196	7,978	7,863	7,717	7,594	7,472	7,372
総排出量	55,970	54,250	52,676	50,972	49,412	47,882	47,104	46,193	45,399	44,619	43,949

単位:t

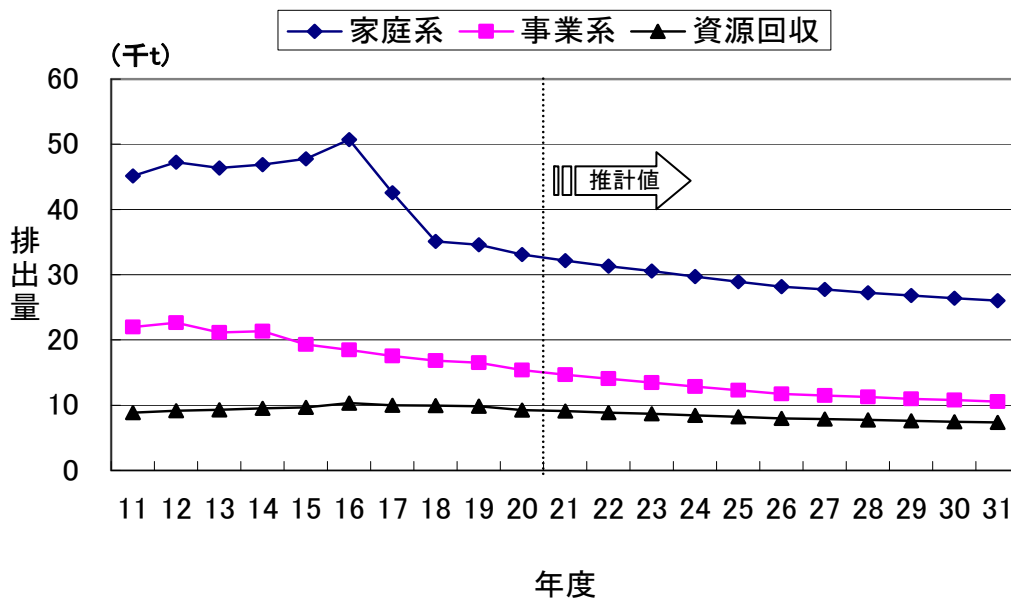


図2-2-4 ごみの発生量(実績値と推計値)

3.2 廃棄物の減量化の目標量

(1) 国や道が定める「廃棄物の減量化等の目標」との比較

① 国の一般廃棄物の減量化の目標量

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年5月環境省告示第34号、改正平成17年5月26日環境省告示第43号、「二 廃棄物の減量その他適正な処理に関する目標の設定に関する事項」から抜粋)による目標量

一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状(平成9年度)に対し、平成22年度において、排出量を約5%削減し、再生利用量を約11%から24%に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

国の一般廃棄物の減量化の目標量を、帯広市の排出量などに置き換えると、表2-2-5のとおりとなります。

表2-2-5 国の目標量を帯広市の数値で比較

帯広市の状況	実績値	国の目標 → 帯広市に置換	実績値	
	H9年度	H22年度	H20年度	H9対比
一般廃棄物総排出量(t)	76,749	約5%削減 → 72,912	57,729	-24.8%
リサイクル率(%)	16.8%	24%に増加 → 24%	28.0%	11.2%
最終処分量(t)	11,858	半分に削減 → 5,929	7,727	-34.8%

② 循環型社会形成推進基本計画(平成 20 年 3 月策定「第 3 章 第 2 節取組指標 1 目標を設定する指標」より抜粋)による指標

一般廃棄物の減量化指標

(1) 廃棄物等の減量化 (目標年次:平成 27 年度)

ア 一般廃棄物の減量化

- (ア) 国民、事業者双方に係る取組指標として、「1 人 1 日当りのごみ排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1 人 1 日あたりに換算)」を平成 12 年度比で約 10%減とすることを目標とします。
- (イ) 生活系ごみに関しては、国民のごみ減量化への努力や分別収集への協力を評価するため、集団回収量、資源ごみ等を除いた値を「1 人 1 日あたりに家庭から排出するごみの量」とし、平成 12 年度比で約 20%減とすることを目標とします。
- (ウ) 事業系ごみについては、事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、1 事業所あたりではなく、事業系ごみの「総量」について、平成 12 年度比で約 20%減とすることを目標とします。

国の減量化指標を、帯広市の排出量などに置き換えると、表2-2-6のとおりとなります。

表2-2-6 国の減量化指標を帯広市の数値で比較

帯広市の状況	実績値	国の指標 → 帯広市に置換	実績値	
	H12年度	H27年度	H20年度	H12対比
一般廃棄物総排出量の 市民1人1日あたり(g/ 人・日)	1,237	約10%削減 → 1,113	936	-24.3%
家庭系ごみの市民1人1 日あたり(g/人・日) ※集団回収、資源ごみを除く	649	約20%削減 → 519	426	-34.4%
事業系ごみの排出量(t)	22,622	約20%削減 → 18,098	15,365	-32.1%

③ 北海道の目標

北海道廃棄物処理計画(平成17年3月「第3章 目標及び施策展開の基本的な考え方」から一般廃棄物に係る減量化等の目標値のみ抜粋)による目標値

北海道の目標値

一般廃棄物の目標値

- 排出量を現状(平成14年度)に対し、平成22年度において約4.7%削減する。
- リサイクル率を現状(平成14年度)に対し、平成22年度において24%以上とする。
- 最終処分量を現状(平成14年度)に対し、平成22年度において約37%削減する。

北海道の目標値を、帯広市の排出量などに置き換えると、表2-2-7のとおりとなります。

表2-2-7 北海道の目標値を帯広市の数値で比較

帯広市の状況	実績値	北海道の目標 → 帯広市に置換	実績値	
	H14年度	H22年度	H20年度	H14対比
一般廃棄物総排出量(t)	77,693	約4.7%削減 → 74,041	57,729	-25.7%
リサイクル率(%)	22.1%	24%以上 → 24%以上	28.0%	5.9%
最終処分量(t)	10,616	約37%削減 → 6,688	7,727	-27.2%

(2) 帯広市の目標値の設定

国や北海道の目標量(値)と本市を比較すると、最終処分量以外は本計画の基準年である平成 20 年度で既に目標量(値)を達成しています。今後は最終処分量の減量化を更に推進し、国や北海道の目標量(値)との整合性を図りながら、本計画におけるごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の目標値を定めます。

① ごみの排出量

平成 20 年度の本市のごみ総排出量は 57,729t で、市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、936g となっています。

本市の人口は今後減少が見込まれますが、ごみの発生抑制に向け家庭系ごみとともに事業系ごみの減量化にも取り組む必要があります。

したがって、平成 31 年度における計画の数値目標として、平成 20 年度の実績値より 25%削減し 702g とします。なお、計画中間年の平成 26 年度については約 16%削減し 786g とします。

ごみ減量目標値(平成 31 年度)
ごみ排出量原単位 702 g/人・日

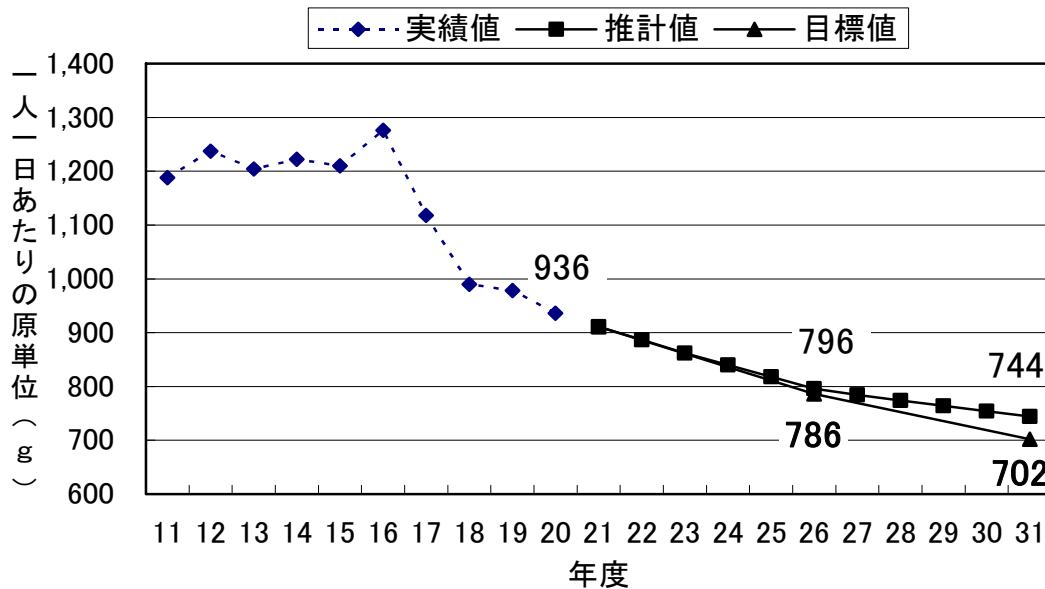


図2-2-8 原単位の推移

② リサイクル率

容器包装リサイクル法の完全実施や家庭系ごみの一部有料化により、資源の排出量は多くなりました。また、リサイクル率も上昇しましたが、今後も同様に増加するとは考えにくく、リサイクル率の向上に向けて、今以上の施策の展開を図る必要があります。したがって、平成31年度における計画の数値目標として、平成20年度のリサイクル率より12%増加させ、リサイクル率を40%とします。なお、計画中間年の平成26年度については7%増加させ、35%とします。

ごみ減量目標値(平成31年度)
リサイクル率 40 %

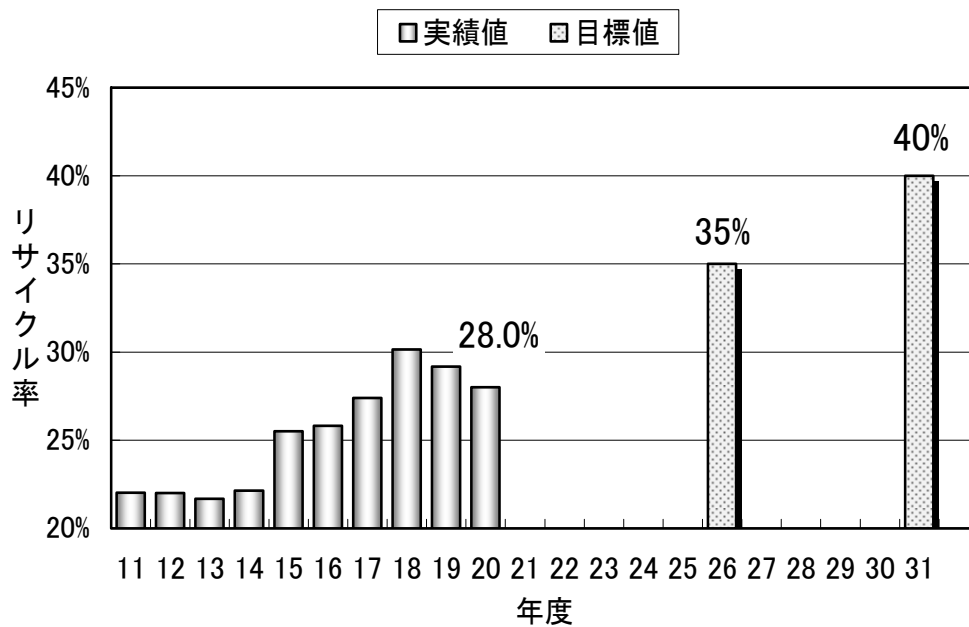


図2-2-9 リサイクル率の推移

③ 最終処分量

3Rを推進することにより、それに伴い最終処分量(埋め立て量)も減少します。また、処理に要する費用も削減できます。

本市においては、最終処分量だけは国や北海道の目標値に達していません。したがって、平成31年度における本計画の数値目標として、平成20年度の最終処分量より約30%減少させ、5,400tとします。なお、計画中間年の平成26年度については約15%削減し、6,600tとします。

ごみ減量目標値(平成31年度)
最終処分量 5,400 t

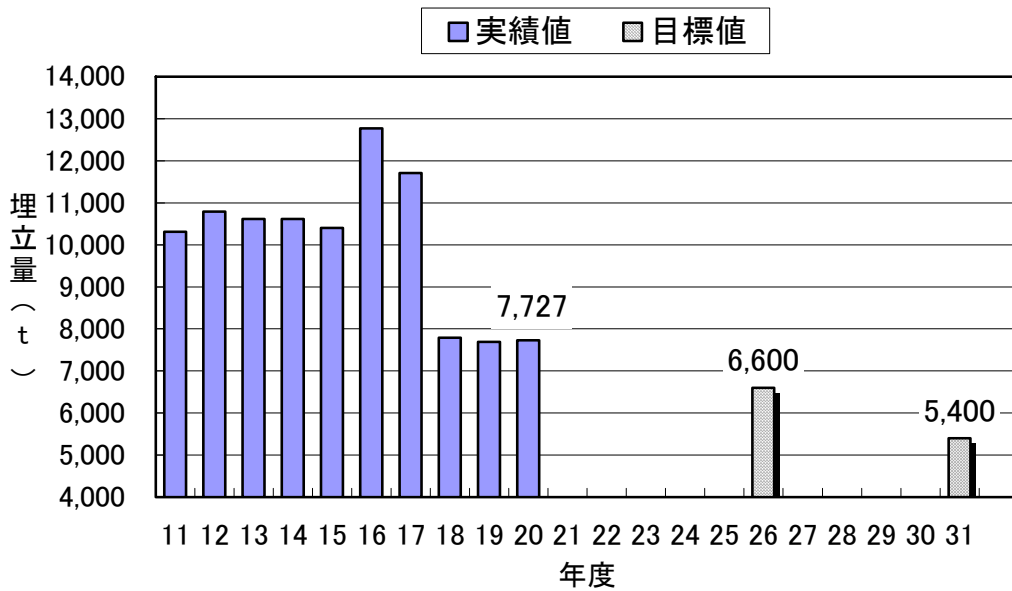


図2-2-10 埋立量の推移

4 ごみ処理費の抑制

ごみの処理をすすめる上で、その事業に係るコストの分析・評価を行い、効率的に事業を展開することが求められています。これまでは統一的な方法もなく、各自治体が様々な方法で計算、評価していたため、他自治体との比較が困難でした。

平成19年6月環境省より、コスト分析の標準的手法として、「一般廃棄物会計基準」が示されました。

本市においても、今後はこの一般廃棄物会計基準等を用いながら、ごみに係るコストを算出し、市民にわかりやすい廃棄物行政を行うとともに、コストの効率化を推進します。

5 基本方針に基づく今後の取り組み

数値目標達成に向け、市が取り組んでいく主な施策を次のとおりとします。

5.1 **基本方針 1. ごみの発生抑制と再使用の促進**

(1) 環境教育と啓発活動

① 環境教育、環境学習の充実

「もったいないと思う気持ち」や「ものを大事にする気持ち」は、子どもの頃から身につけることが大切であるため、ごみ懇談会、小中学校への出前講座、エコエコ紙芝居、学生向けの啓発活動、親子夏休み教室、帯広版3R検定などの取り組みをすすめます。

② 普及啓発活動の推進

広報おびひろやホームページへの掲載、分別パンフレット等啓発用チラシの活用、新聞・テレビ・ラジオ等マスメディア、各種広報媒体を活用するなど啓発をすすめます。

③ 市民・事業者・行政との連携、協働による取り組みの推進

町内会等との連携を積極的に図り、市民協働の取り組みを推進するため、廃棄物減量等推進員制度の導入検討、グリーンコンシューマー活動*の促進、また、自主的な取り組みを行っている市民や事業者との情報交換など人の育成や支援をすすめます。

(2) 発生抑制と再使用の促進

【市民への対応】

① ごみを出さないライフスタイルの啓発

不要なものは買わない、使い捨て商品の購入は控え繰り返し使える商品を購入する等ごみの発生抑制を心がけるライフスタイルを啓発します。

② 不用品交換運動の推進

不用品等の再使用を促進するため、フリーマーケットの開催や情報提供を行う体制を構築します。

③ 生ごみ減量化への支援

燃やすごみの約 5 割は生ごみが占めています。食材は使い切る、食べ残しをしない、生ごみを堆肥化する、ごみに出すときは水切りをすること等により生ごみを減らすことができ、大きな減量効果が得られます。市では堆肥化容器等の購入助成のほか、フードマイレージ*、地産地消*など「食の大切さ」を PR し、市民への啓発をすすめます。

④ 容器包装廃棄物の削減を促す啓発

容器包装廃棄物は、これまで S の日で分別収集を行ってきましたが、販売店での容器包装廃棄物の回収促進など各種啓発活動を実施し、S の日に排出されないよう啓発します。

また、容器包装廃棄物を削減するには、デポジット制度*の促進、ローカルデポジット制度の導入検討等が必要です。

⑤ 修理・修繕の推進

修理・修繕などによる、再使用を推進します。

⑥ 資源集団回収の推進

平成 20 年度は、市内全町内会の約 8 割の 610 町内会と 119 登録団体が資源集団回収を実施しています。環境意識への高まりや町内会活動の促進にも寄与することから、未実施町内会への働きかけ等を行い、資源集団回収を促進します。

今後は、資源集団回収団体や資源回収業者への支援を継続しながら、資源集団回収システムを維持し、より一層の資源化を目指し、回収体制の見直し、回収品目の拡大等を検討していきます。

【事業者への対応】

① 事業系ごみの減量・資源化の啓発

事業者への「拡大生産者責任」の働きかけによる自主回収を促すほか、「排出者責任」によるごみの適正処理を認識してもらい、ごみの減量・リサイクルのための取り組みを主体的にすすめる必要があります。また、アンケート調査等により事業者の実態や課題等の把握に努めます。

ごみの減量・資源化で優れた取り組みをしている事業者については、優良事業所認定制度の創設を検討し、事業者の自主的な取り組みを奨励します。

② 小売店・商店街等への適正包装等の協力要請

過剰な包装や緩衝材の使用を抑制するよう小売店や商店街等へ協力要請を行います。また、各事業者が行なうマイバッグ運動等の様々な取り組みを支援します。

③ 使い捨て商品の抑制要請

市民に使い捨て商品の使用自粛、繰り返し使用できる商品の選択を呼びかけるとともに、小売店においても詰め替え商品の販売場所の拡大などを要請します。

④ ごみにならない製品の開発要請

耐久性に優れた商品、適正な処理が困難とならない製品の開発など、国や製造業界へ要請を行います。

【市】

① 帯広市エコオフィスプラン等環境にやさしい取り組みの推進

帯広市エコオフィスプラン*、ESCO 事業*など環境に配慮した取り組みを推進します。また、自ら3R行動を実践します。

② 市主催のイベント等における3Rの推進

市主催のイベント等において、関係部局と連携をとりながら、積極的に3Rを推進していきます。

③ 市民への情報提供

広報おびひろやホームページへの掲載、分別パンフレット等啓発用チラシ、新聞・テレビ・ラジオ等のマスメディアにより、市民への情報を提供します。

5.2 **基本方針 2. 資源の循環的な利用促進**

(1) 家庭系ごみの適正排出

① 分別排出ルール of 指導・啓発

ごみの分別を徹底するため、分別パンフレットやコミュニティメールの全戸配布、また、清掃指導員による個別指導等、指導・啓発を行います。また、「ごみ懇談会」を行い周知啓発に努めます。

② 違反ごみ等への対応

分別ルールに違反しているごみは、収集時に違反シールを貼付して注意を促します。また、清掃指導員による巡回等を行い指導・啓発に努めます。

③ 資源物の回収ルートの整備

資源物は、Sの日と資源集団回収の2ルートがあります。しかし、単身者世帯など「自宅に保管できない」、「決められた日や時間に出せない」などの市民もいることから、今後は回収体制を維持しながら、「拠点回収」などの新たな回収方法を検討します。

(2) 事業系ごみの適正排出

① 事業所への啓発(再掲)

省略

② 事業系ごみの減量化・リサイクルシステムの構築

事業系のごみは、業種により性質・形状等が安定して排出されていることから、ごみの減量化やリサイクルに取り組みやすいとされています。商店街やビルをオフィス町内会として資源回収業者が回収するなど、双方が効率よくリサイクルできるシステムを検討します。

(3) 種類別のリサイクル推進

① 容器包装廃棄物のリサイクル推進

容器包装廃棄物の資源化を推進するには継続して収集を行う必要があります。組成分析によると他のごみが混入されており、分別排出ルールの啓発や指導を強化する必要があります。

② 古紙類のリサイクル推進

新聞、雑誌、チラシ等は、今後も引き続き現行の回収方法により分別回収を推進します。今後はハガキや封筒など雑紙類の回収も検討します。

③ 生ごみ、食品廃棄物のリサイクル推進

家庭から排出される生ごみの減量化は最重点課題です。今後もダンボールコンポスト等の啓発に努めるとともに、堆肥化容器等の購入助成を行います。また、生ごみの有効活用を検討します。

食品廃棄物については、排出量など実態が把握されていないのが実情です。食品リサイクル法に基づきリサイクルしている事業者もおりますが、今後は実態を把握し調査・研究をすすめます。また、民間資源化施設の活用等情報収集を行い、食品廃棄物のリサイクルを推進します。

④ 廃食用油のリサイクル推進

帯広市では、平成20年4月から廃食用油を回収し、軽油代替燃料(BDF*)として利用する取り組みを行っています。クリーンな新エネルギーとして注目されており、市内のスーパー、ガソリンスタンドなどを回収拠点として、廃食用油のリサイクルを推進します。

⑤ 木質系廃棄物(剪定枝、木くず等)のリサイクル推進

家庭や事業活動で発生した剪定枝や木くずは焼却処理されています。これらバイオマス資源*の活用を促進し、また、エネルギー化を視野に入れ検討することが必要となっており、民間資源化施設の活用、経費や環境負荷、資源化等の効果を勘案し、関係機関と連携を図りながら検討します。

⑥ 古布のリサイクル推進

家庭から排出される古布類は、リサイクルがほとんどすすんでいない状況です。回収方法や回収ルートの研究をすすめなければなりません。

⑦ 市主催のイベント等ごみのリサイクル推進

市主催のイベント等では、割り箸のリサイクル、マイ箸の持参、リユース食器の使用など、ごみの3Rの効果的な方法を検討し、取り組めます。

(4) 循環型ビジネスへの支援

① 民間活力の活用と施設整備の促進

十勝管内の民間資源化施設では、ごみの種類毎にその特質を活かした資源化処理が行われています。今後は、収集運搬許可業者と連携しながら、排出事業者に対して、これら民間資源化施設の活用を促していきます。また、市内における新たな民間資源化施設の整備を促進するため、関係機関とも連携を図り施設設置に向け調査・研究をします。

② 再生品の使用促進

資源が循環するためには、再生品の積極的利用が大切です。市ではグリーン購入法に基づき率先して再生品の利用拡大を推進しています。また、市民や事業者に対しても啓発活動を推進します。

③ リサイクル情報等の蓄積と提供

循環型ビジネスを発展させるには、それらの情報収集・蓄積が重要となります。今後は、情報の交換など事業者との連携を図りながら支援等を推進します。

5.3 **基本方針 3. 環境への負荷が少ない適正排出の促進**

(1) 家庭系ごみの適正排出(再掲)

① 分別排出ルール of 指導・啓発(再掲)

省略

② 違反ごみ等への対応(再掲)

省略

③ 資源物の回収ルートの整備(再掲)

省略

(2) 事業系ごみの適正排出(再掲)

① 事業所への啓発(再掲)

省略

② 事業系ごみの減量化・リサイクルシステムの構築(再掲)

省略

(3) ごみの収集・運搬計画

① 効率的な収集・運搬体制の整備

収集体制を適宜見直し、より効率的な収集・運搬体制を整備します。

② 路上ステーションの適正な維持管理

平成4年11月より、各戸排出から原則使用する住民で維持・管理する路上ステーション方式に移行しています。なお、カラス等によるごみの散乱には収集車での清掃を行うとともに、清掃指導員の巡回パトロールでも排出指導を行います。

③ 環境にやさしい収集車両等の導入推進

平成20年度から、ごみ収集車と清掃指導車各1台の燃料に、廃食用油から再生したBDFを活用しています。今後は、環境にやさしい収集車両の導入を推進し、地球温暖化防止にも配慮します。

④ サポート事業の推進

平成10年11月からサポート事業として、高齢者や障がい者が何らかの事情でごみをステーションまで排出できない場合に戸別収集を行っており、今後も継続して実施します。

(4) 適正処理困難物等への対応

① 排出禁止物の指定

市では家庭から排出されるごみのうち、適正な処理が困難なもの(適正処理困難物)や、有害なもの、危険性があるもの等を、「排出禁止物」としています。これらのものは、販売業者や専門業者に排出者自ら処理を依頼するなど適正に対応する必要があります。なお、有害なものうち、乾電池、蛍光管、水銀体温計については処理ルートがあるので、有害ごみとして収集しています。市では適正な処理が推進されるよう、分別パンフレットやチラシ等において市民周知をすすめます。

② 在宅医療廃棄物の対応

医療技術の進歩に伴い在宅医療も増加傾向にあります。このため、一般家庭からも点滴バッグや注射針等の在宅医療廃棄物が排出されるようになりました。これらは家庭から排出されるため一般廃棄物として取り扱われます。しかし、注射針の混入などによる収集作業員への危険性に対する対応など、それぞれの性状に見合った回収方法が必要になりますので、個別に清掃指導員が排出に伴う相談・指導を行っています。今後は、関係機関とも連携し、様々な対応策を適宜検討します。

(5) 不法投棄防止等自然環境の保全対策

① 不法投棄防止の啓発

平成 16 年から家庭系ごみの一部有料化に伴い不法投棄の増加が懸念されたことから民間委託による夜間パトロールを実施しています。昼間においても巡回パトロール、不法投棄場所の把握、投棄者の調査等を行っています。市では今後も引き続き不法投棄に対する適切な対策を行い、啓発をすすめるとともに、関係機関と連携して不法投棄の防止を推進します。

② 自然環境の保全・推進

自然と共生するまちは、循環型社会においては必要不可欠なものです。市では町内会やボランティアが行った公園清掃等の清掃ごみを無料で収集しており、市民の自主的・主体的な運動を支援するとともに、各種団体とも連携しながら自然環境の保全を推進します。

5. 4 **基本方針 4. ごみの適正処理に向けた体制づくり**

(1) わかりやすい廃棄物行政の推進

① ごみ処理経費の抑制

国のガイドラインである一般廃棄物会計基準を有効活用し、ごみ処理・資源化の効率化を推進するとともに、処理経費の抑制に努めます。

② 市民への情報提供

一般廃棄物会計基準を用いることにより、他自治体との比較が容易になることから、広報紙やホームページによる効率化の進捗状況等の情報発信やごみ減量の意識啓発を行ないます。

(2) 市民、事業者、関係機関との協力体制

① 市民、事業者との連携

地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するため、ボランティアや市民団体等の活動及び事業者の取り組みを支援し連携を強化していきます。

② 国、北海道、十勝環境複合事務組合との連携

循環型社会形成に向けた広域的な取り組みや、市民の多様なニーズに迅速かつ適切に対応するため、国、北海道、十勝環境複合事務組合等関係機関との連携を図っていきます。

5.5 重点施策(各施策の再掲)

主な施策のうち、前期(平成26年度まで)で重点的に取り組む施策としては、以下のものが挙げられます。

- 環境教育、環境学習の充実
- 市民・事業者・行政との連携、協働による取り組みの推進
- ごみを出さないライフスタイルの啓発
- 容器包装廃棄物の削減を促す啓発
- 資源集団回収の推進
- 事業系ごみの減量・資源化の啓発
- 生ごみ、食品廃棄物のリサイクル推進
- 木質系廃棄物(剪定枝、木くず等)のリサイクル推進
- ごみ処理経費の抑制

6 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの分別収集は、現行の収集体制を当面継続します。

表2-2-11 分別収集区分

分別区分		収集区分	中間処理施設
①燃やすごみ		指定日	くりりんセンター
②燃やさないごみ		指定日	
③有害ごみ		指定日	
④大型ごみ		申し込み制	
⑤資源回収する容器包装	ペットボトル	「Sの日」	十勝リサイクルプラザ
	プラスチック製容器包装	「Sの日」	
	紙製容器包装	「Sの日」	
	アルミ缶	「Sの日」及び「集団回収」	
	スチール缶	「Sの日」及び「集団回収」	
	びん類	「Sの日」及び「集団回収」	
⑥資源回収する古紙類等の資源ごみ(集団回収を含む)	紙パック	「Sの日」及び「集団回収」	
	ダンボール	「Sの日」及び「集団回収」	
	新聞	「Sの日」及び「集団回収」	
	雑誌・チラシ	「Sの日」及び「集団回収」	
	鉄類(缶以外のもの)	「集団回収」	

※「集団回収」で回収された資源は、十勝リサイクルプラザには搬入されず民間事業者により資源化される。(ただし、雑びんは除く。)

※③有害ごみは、中間処理施設で一時保管し、再処理施設において無害化・再生処理している。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者の自己責任において適正に処理することを基本としています。事業者は3Rの推進など環境に配慮した事業活動を行い、法令を遵守し、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分への取り組みに努めるものとします。

7 ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集形態等

① 一般廃棄物(家庭系ごみ)

家庭系ごみは、路上ステーション方式による収集とし、回数については当面現状と同様とします。

ア 燃やすごみ:週2回

イ 燃やさないごみ:隔週水曜日

ウ 資源ごみ(Sの日):週1回

エ 有害ごみ:隔週水曜日

オ 大型ごみ:申し込み制

② 一般廃棄物(事業系ごみ)

事業系ごみについても現状と同様、自己搬入または許可業者による処理とします。

③ 排出禁止物等

ごみを収集・運搬・処理する際、器材や設備等に著しい汚損、損壊するなどの、適正に処理が出来なくなるものを指定しています。

ア 危険性、引火性のあるもの

イ 有害性のあるもの

ウ 処理施設の機能を損なうおそれのあるもの

エ その他、アからウ以外の処理が困難なもの

(2) 収集・運搬体制

町内会等が管理する路上ステーション方式を継続し、環境面や衛生面に配慮しながら、業務の効率化を図ります。

(3) 中間処理・最終処分

中間処理と最終処分については、十勝環境複合事務組合において、ごみの焼却・破砕処理と埋立処分、資源ごみの選別・資源化が行われています。今後とも事務組合と連携し、適正な処理・処分をすすめます。

8 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 廃棄物減量等推進審議会

帯広市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条に基づき設置された諮問機関であり、本市の減量化対策などの審議をいただくとともに、幅広く廃棄物行政に対する意見を求めます。

(2) 災害対策

国の災害廃棄物の指針を踏まえ、帯広市地域防災計画(平成20年4月)第5章第18節「廃棄物処理等計画」に定めています。

(3) 計画の推進

本計画の着実な推進のため、PDCAサイクル*(計画・実行・評価・見直し)に基づき進捗状況の検証を行い、毎年度策定する「帯広市一般廃棄物処理実施計画」の施策に反映させます。

第3編 帯広市生活排水処理基本計画

1 基本方針

地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で、生活排水処理は重要であり、地域の特性、周辺環境、住民の要望、経済性等を考慮しつつ、以下の事項に基づき、生活排水処理をすすめます。

1. 下水道区域の未接続家屋への接続指導を行い、下水道の利用の促進を図ります。
2. 下水道整備の対象外の地域では、農業集落排水事業、個別排水処理施設*整備事業等により、生活排水処理を推進します。
3. 下水道区域内で単独処理浄化槽*または合併処理浄化槽*を個人で設置している場合は、下水道への接続を指導し、下水道の利用促進を図ります。
4. 下水道整備の対象外の地区で単独処理浄化槽を設置している場合は、生活雑排水の処理を行える合併処理浄化槽への転換を指導します。

2 生活排水の排出の状況

本市における生活排水の排出の状況は、次の表のとおりです。

(各年度末人口 単位:人)

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
1 行政区域内人口	170,907	170,893	170,286	169,156	168,532
2 水洗化・生活雑排水処理人口	160,376	161,196	162,024	161,043	160,783
(1) 合併処理浄化槽	1,970	2,000	2,351	2,468	2,544
(2) 下水道	158,313	159,102	159,581	158,477	158,142
(3) 農業集落排水施設*	93	94	92	98	97
3 水洗化・生活雑排水未処理人口	177	177	177	177	179
4 非水洗化人口	10,354	9,520	8,085	7,936	7,570

処理形態別の人口のについて

[合併処理浄化槽] 合併処理浄化槽登録時の利用者数累計

[下水道] 水洗化済戸数より算出

[農業集落排水施設] 農業集落排水施設接続時の利用者数に人口流入分を加味したもの

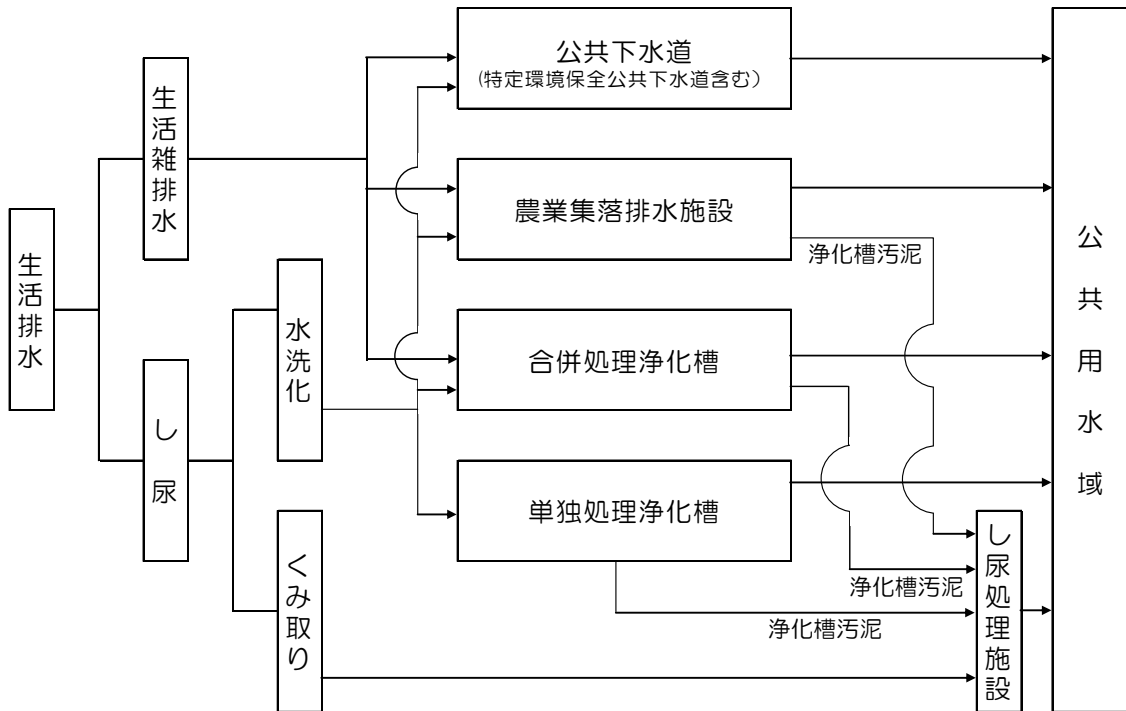
[水洗化・生活雑排水未処理人口] 単独浄化槽登録時の利用者数累計

[非水洗化人口] 上記以外

3 生活排水の処理体系及び処理主体

(1) 処理体系

本市における生活排水の処理体系は、次の図のとおりです。



(2) 処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次の表のとおりです。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	帯広市公営企業
特定環境保全公共下水道*	し尿及び生活雑排水	帯広市公営企業
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	帯広市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	帯広市、個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	十勝環境複合事務組合

4 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

基本方針に掲げた理念、目標を達成するため、各地区の実情に応じた処理方式を採用するものとします。

①生活排水の処理の目標

	実績値 (H20 年度)	中間年 (H26 年度)	最終年 (平成 31 年度)
生活排水処理率	95.4%	96.2%	96.8%

※実績値は年度末のものです。

②計画人口

(単位:人)

	実績値 (H20 年度)	中間年 (H26 年度)	最終年 (平成 31 年度)
1 行政区域内人口	168,532	164,829	161,415
2 水洗化・生活雑排水処理人口	160,783	158,500	156,200

※実績値は年度末のものです。

③生活排水の処理形態別内訳

(単位:人)

	実績値 (H20 年度)	中間年 (H26 年度)	最終年 (平成 31 年度)
1 行政区域内人口	168,532	164,829	161,415
2 水洗化・生活雑排水処理人口	160,783	158,500	156,200
(1) 合併処理浄化槽	2,544	3,200	3,800
(2) 下水道	158,142	155,200	152,300
(3) 農業集落排水施設	97	100	100
3 水洗化・生活雑排水未処理人口	179	100	0
4 非水洗化人口	7,570	6,229	5,215

※実績値は年度末のものです。

(2)し尿・汚泥の処理計画

①現況

し尿の収集・運搬は、家庭及び事業所を含め市内を2分割し2業者にそれぞれ地区を指定し、年4回(3ヶ月に1回)の計画収集を原則に、臨時収集等も地区ごとに委託業者への申し込み制としています。

浄化槽汚泥・生活に伴う汚泥及び便槽洗浄汚水については、排出者が収集運搬許可業者に委託し処理施設へ搬入しています。

また、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、清川町の一部の農村集落排水事業の区域以外の区域において、個別排水処理施設整備事業として平成11年度から、市が合併処理浄化槽を設置しています。そのほか民間設置、住宅用途以外の浄化槽があり適正な維持管理指導に努めています。

②し尿・汚泥の排出状況

	実績値 (H20 年度)	中間年 (H26 年度)	最終年 (平成 31 年度)
1 くみ取りし尿	6,127kl	5,200kl	4,200kl
2 単独処理浄化槽汚泥	145kl	100kl	0kl
3 合併処理浄化槽汚泥	2,138kl	2,700kl	3,200kl
合計	8,410kl	8,000kl	6,800kl

※実績値は年度末のものであります。

③し尿・汚泥の収集運搬計画

収集・運搬は、現在委託により行っています。今後もこの体制を基本として継続していくものです。

なお、収集・運搬量は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備・普及に伴い、し尿量は減少、浄化槽汚泥量は増加し、人口の減少もあり、その合計量は減少することが予測されています。そのため、その時々状況に応じた効率的な収集体制を常に検討していく必要があります。

④し尿・汚泥の処理計画

し尿及び農業集落排水施設汚泥、浄化槽汚泥の処理については、十勝環境複合事務組合が管理する中島処理場において、適正に処理されています。今後とも事務組合と連携し、適正な処理をすすめます。

(3)その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について市民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

また、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期点検について、広報等を通じてその徹底に努めます。

《資料編》

1 用語の説明

【あ行】

○ ESCO 事業

省エネルギー改修に関わる全ての経費(建設費、金利、ESCO 事業者の経費)を、光熱水費の削減分で賄う事業です。このため、新たな自治体の財政負担が生じる事がなく、施設の省エネ化を実施する事ができる利点があります。さらに、契約期間終了後は、節約できた光熱水費削減分は、すべて市の利益となります。

○ 帯広市エコオフィスプラン

帯広市が、地球温暖化防止に関する取り組みとして、地球温暖化防止実行計画を「帯広市エコオフィスプラン」として平成 12 年度に策定した計画です。この計画の推進にあたっては、様々な目標の達成を目指しています。

【か行】

○ 拡大生産者責任

生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について、生産者が物理的・財政的に一定の責任を負うという考え方です。

これは、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄された後に生産者が引き取りやリサイクルを実施することなどが含まれます。

○ 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と台所や風呂等の雑排水を併せて処理ができる浄化槽です。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」といいます。

○ 家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の略称です。テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機の家電を対象に、消費者はリサイクル費用と収集・輸送費用の負担、販売店は消費者からの引き取りとメーカーへの引き渡し、メーカーは再商品化をそれぞれ義務付けています。

○ 環境基本法

1992年6月に開かれた地球サミットをきっかけに1993年11月に成立。

持続的発展が可能な社会の構築や国際的協調による地球環境保全の積極的推進などを掲げ、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類福祉に貢献することを主な目的としています。

環境基本計画、環境基準などについて定めることとされています。

○ 国の指針

市町村が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画を策定する際の指針です。

□ごみ処理基本計画の指針

平成20年6月19日付け環廃対発第080619001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」

□生活排水処理基本計画の指針

平成2年10月8日付け衛環第200号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」

○ グリーンコンシューマー活動

直訳すると「緑の消費者」です。この「緑」は「環境にやさしい」を意味しています。消費者は買い物をするときに、できるだけ環境に配慮したやさしいお店や製品を選んで購入することを心がけます。

○ 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称です。建設工事もしくは解体工事の受注者に、特定建設資材(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず)の分別解体と再資源化等を義務付けています。また、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出、解体工事業者の登録などが求められています。

○ 個別排水処理施設

農村地域において、点在する個々の住宅に設置する下水道処理施設です。

【さ行】

○ 3R

Reduce(リデュース=廃棄物を出さない)、Reuse(リユース=再使用する)、Recycle(リサイクル=再資源化する)の略称です。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方です。

○ 資源有効利用促進法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称です。自動車やパソコンなどの製品について、使用済み部品を新製品に組み込んで再使用することや、余分な部品を使わないで省資源化設計の採用をメーカーに義務付けています。

○ 自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称です。使用済自動車から発生するシュレッダーダスト(破碎ごみ)、エアバッグ、フロンガスの低減化を図り、自動車のリサイクルを推進することを製造業者等に義務付けています。

○ 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に変わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

○ 循環型社会形成推進基本法

循環型社会を形成するための基本的な枠組みとなる法律で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図ることを目的としています。

○ 食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称です。食品関連産業から排出される食品廃棄物について、飼料や肥料などの原材料として再生利用等の促進を義務付けています。

○ ゼロ・ウェイスト

ヨーロッパ、アメリカでは、資源の浪費、無駄をなくすという概念で使われています。

つまり、出たごみを処理することではなく、生産段階からごみを出さないようにして、資源を浪費しないことと、環境汚染や環境破壊を引き起こさないという考え方です。

【た行】

○ 単独処理浄化槽

生活排水のうち、台所や風呂等の雑排水を除くし尿のみを処理する浄化槽です。現在、単独処理浄化槽の新設は、浄化槽法で禁止されています。

○ 地産地消

地域で生産されたものを、その地域で消費することです。消費者の食や環境に関する安全・安心志向の高まりを受けて、生産者との「顔が見える」関係の構築に役立つ地域発の動きとして注目され、地産地消を意識して農産物を生産、販売する生産者や、買い物をする消費者が増えています。

○ デポジット制度

商品等の販売時に、預かり金(デポジット)を商品の価格に上乗せし、消費者がその商品等を返却した時に、上乗せした預かり金を払い戻す制度です。ローカルデポジットとは、ある特定の地域だけでデポジット制度を導入することです。

○ 十勝環境複合事務組合

十勝管内の市町村が共同で事務処理を行うために設立した一部事務組合です。共同処理事務として、し尿の処理(1市18町村)、ごみの処理と処分(1市8町村)、下水の処理(1市3町)を行っています。組合の経費については、関係市町村が割合に応じて負担しています。

○ 特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域以外において設置される下水道のことをいいます。

【な行】

○ 農業集落排水施設

農村地域における生活排水、農業排水の汚濁を防止し、生活環境、農業生産環境を改善するために、し尿及び雑排水の排水処理をまとめて行う施設です。

【は行】

○ バイオマス資源

家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことです。

○ 廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称です。廃棄物に関する基本的な法律であり、廃棄物の区分や処理責任の所在、処理方法の基準などを規定しています。

○ BDF

バイオディーゼル燃料の略称です。石油燃料(化石燃料)の代替燃料として主に植物油から作られ、ディーゼルエンジンを有する車両等に使用します。

○ PDCA サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)の頭文字をとった言葉です。この順に業務に取り組み、継続的に改善を行なうことをいいます。

○ フードマイレージ

輸入食料の総重量と輸送距離を乗じて数値化したものです。生産地から食卓までの距離が短い食べ物を食べることで、輸送に伴って発生する二酸化炭素(CO₂)など温室効果ガスの排出量を少なくして、環境への負荷を小さくする「フード・マイルズ」という考え方に基づいています。

【や行】

○ 容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」の略称です。容器包装廃棄物のリサイクルを促進するため、住民には分別の協力を、市町村には国が定める分別基準に適合する形での収集を、事業者には容器包装廃棄物を再資源化する役割を求めています。

【ら行】

○ リサイクル(Recycle)

ごみとして処分するものを分別し、再び資源として利用することです。

○ リサイクル率

廃棄物量に占める再生利用量の割合で、リサイクル率は次式で求めます。

$$\text{リサイクル率(\%)} = \frac{\text{「Sの日」資源化量} + \text{集団回収量} + \text{施設内資源化量}}{\text{ごみ排出量(可不燃)} + \text{「Sの日」処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

○ リデュース(Reduce)

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制する手法です。事業者サイドでは、原材料の効率的利用や使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など、製品の設計・製造から流通段階までの配慮が必要とされます。また、市民サイドでは、使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して家庭からの発生量削減につとめることなどがあります。

○ リユース(Reuse)

何回も繰り返し使用し、ものの寿命を最大限生かすことです。代表的なのは「リターナブル容器(びん)」です。